2014年3月

発行登録追補目論見書

（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）

Experts in international financing

スウェーデン輸出信用銀行

スウェーデン輸出信用銀行 2016年4月4日満期
早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建債券
（パナソニック株式会社）

－ 売　出　人 －

株式会社ＳＢＩ証券

スウェーデン輸出信用銀行 2016 年 4 月 4 日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建債券（パナソニック株式会社）（以下「本債券」という。）の 2014 年 10 月 4 日（当日を含む。）から償還期日（当日を含む。）までの利払期日における利息の支払および 2014 年 7 月 4 日（当日を含む。）から 2016 年 1 月 4 日（当日を含む。）までの期限前償還（もしあれば）は、パナソニック株式会社の株式の価格の変動により決定され、また、本債券の償還はパナソニック株式会社の株式の価格の変動により、同社株式および残余現金額（もしあれば）の交付をもって行われることがあります。詳細につきましては、本書「第一部　証券情報　第 2　売出債券に関する基本事項　2 利息支払の方法」および「第一部　証券情報　第 2　売出債券に関する基本事項　3 償還の方法」をご参照ください。

なお、パナソニック株式会社につきましては、本書「第三部　提出会社の保証会社等の情報　第 2 保証会社以外の会社の情報」をご参照ください。

本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。

（注）　発行者は、平成 26 年 2 月 28 日付で 2 通（うち 1 通は平成 26 年 2 月 28 日提出の発行登録追補書類の内容の訂正のため）、それぞれ他の債券の売出しについて、訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。それぞれの当該債券の売出しに係る目論見書は、本発行登録追補目論見書とは別に作成および交付されますので、当該債券の内容は本発行登録追補目論見書には記載されておりません。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法

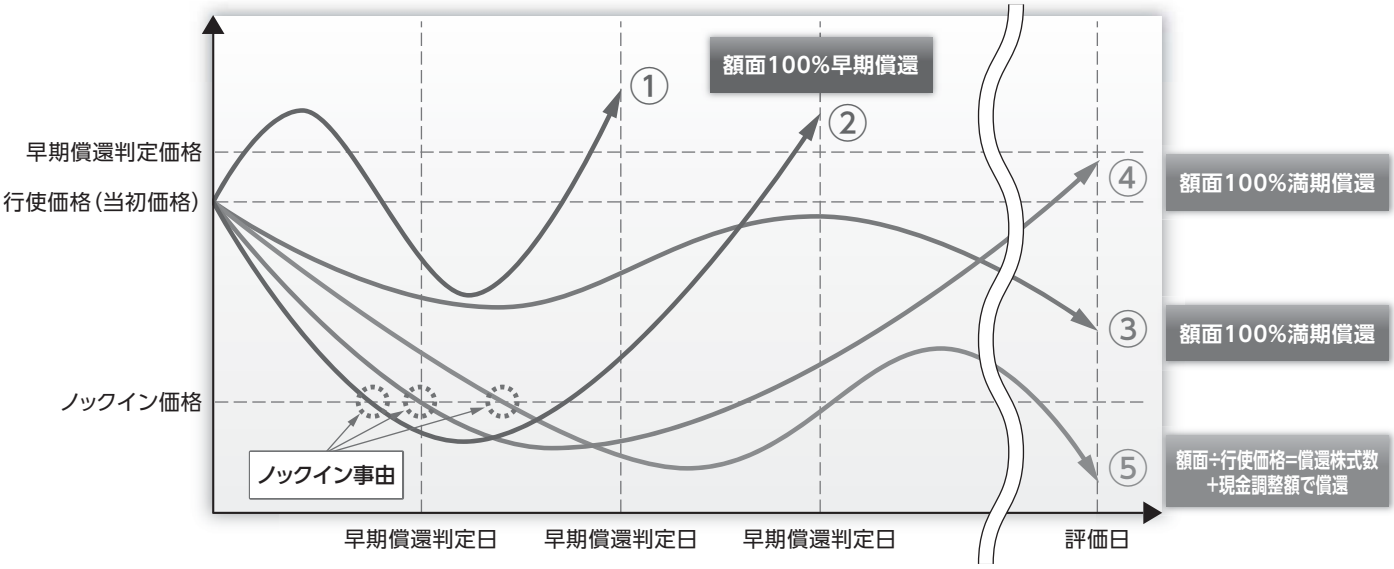

①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株価終値≧早期償還判定価格」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株価終値がノックイン価格以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100% で満期償還

期中に一度でも、対象株価終値がノックイン価格と等しいかまたはこれを下回り、評価日において、
「対象株価終値≧行使価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株価終値がノックイン価格と等しいかまたはこれを下回り、評価日において、
「対象株価終値 ＜ 行使価格」の場合、「額面金額÷行使価格」で計算される償還株式数と現金調整額で満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「3.償還の方法」をご確認ください。

＜パナソニック（6752 JT）参考株価動向＞

出所：Bloomberg、2009年1月5日から2014年3月6日

最悪シナリオを想定した想定損失額

満期償還時の想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標（パナソニック株式会社（銘柄コード：6752 JT））の変化によって生じる、本債券の想定される損失額（以下「想定損失額」という）のシミュレーションです（将来における実際の損失額を示すものではありません。）。

＜想定損失額（過去データ）＞

以下の観測期間におけるパナソニックの株価の想定最大下落率（期間中の最高値（終値）と最安値（終値）の比較を示したものであり、時間的推移は考慮していません。）は、以下の通りです。

観測期間	期間	パナソニック株価		最大下落率
		最大値	最小値	
2013/3/1～2014/2/28	1年	1,368	610	−55.41%
2012/3/1～2014/2/28	2年	1,368	385	−71.86%
2011/3/1～2014/2/28	3年	1,368	385	−71.86%

本債券の満期償還時におけるパナソニックの株価が上記の過去データでの最大下落率と同様に71.86%下落したと想定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は額面に対して71.86%相当になります。上記想定最大下落率を超えて最終評価価格が更に下落した場合、損失額は上記想定損失額を上回る可能性があります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。パナソニックの株価が0になった場合、本債券の想定損失額は額面に対して100%相当になります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。

＜満期償還時の想定損失額＞

・下記シミュレーションは、ノックイン事由が発生した場合の、対象株式のパフォーマンスと償還時における損益の関係を示したものです。
・本債券は、ノックイン事由が発生した場合で、かつ、評価日の対象株式の終値がその当初価格未満であった場合には、対象株式の交付および現金調整額（もしあれば）の支払により償還されます。なお、ノックイン事由が発生した場合であっても、評価日の終値が当初価格以上となった場合は額面金額での償還となります。

対象株式の当初価格からの下落率	実質償還金額（円）	想定損失額（円）
0%	500,000	0
−10%	450,000	−50,000
−20%	400,000	−100,000
−30%	350,000	−150,000
−40%	300,000	−200,000
−50%	250,000	−250,000
−60%	200,000	−300,000
−70%	150,000	−350,000
−80%	100,000	−400,000
−90%	50,000	−450,000
−100%	0	−500,000

中途売却時の想定損失額

本債券の流通市場は確立されておらず、原則、中途売却はできません。仮に売却出来た場合でも本債券の市場価格は、主としてパナソニックの株価および円金利の変動や発行者等の信用状況の悪化等の要因により影響を受けて下落しますので、売却損が生じる場合があります。なお、投資元本の全額を毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。

■過去におけるパナソニック株価の最大下落率から想定される中途売却損失額について

本債券の中途売却時におけるパナソニックの株価が、上記「満期償還時の想定損失額」の最大下落率と同様に71.86%下落した場合の本債券の売却価格は、中途売却価格に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、額面に対して71.86%を上回る中途売却損失額が発生する可能性があります。

■上記の損失額を超える中途売却損失額について

中途売却時における損失額は、パナソニックの株価が上記最大下落率を超えて更に下落する可能性がある事に加え、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、上記中途売却損失額を更に上回る(額面に対して10%相当以上)可能性があります。

ご注意事項

想定損失額は、あくまでも過去における対象株式株価の変化によって生じる、本債券の想定される損失額のシミュレーション結果です。将来において対象株式株価が上記の過去データに基づく最大下落率を超えて下落した場合、または、発行体のデフォルト等の信用リスク要因、もしくは、その他の要因により、本債券の満期償還時における実際の損失額は、上記の過去データに基づく想定損失額から更に拡大する可能性があります。想定損失額については受取利息は考慮していません。

*上記はいずれも税金については考慮しておりませんので、ご留意ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	25-外債 20-21
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 26 年 3 月 14 日
【発行者の名称】	スウェーデン輸出信用銀行 (AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT)
【代表者の役職氏名】	社長　ピーター　インウェ (Peter Yngwe - President)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　　犬島　伸能
【住所】	東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号　紀尾井町ビル 長島・大野・常松 法律事務所
【電話番号】	03-3288-7000
【事務連絡者氏名】	弁護士　　犬島　伸能
【住所】	東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号　紀尾井町ビル 長島・大野・常松 法律事務所
【電話番号】	03-3288-7000

【今回の売出金額】
3 億円

【発行登録書の内容】

提出日	平成 25 年 12 月 20 日
効力発生日	平成 26 年 1 月 4 日
有効期限	平成 28 年 1 月 3 日
発行登録番号	25-外債 20
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額　1 兆円

【これまでの売出実績】
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
25-外債 20-1	平成 26 年 1 月 6 日	3 億 1,900 万円	該当事項なし	
25-外債 20-2	平成 26 年 1 月 6 日	4 億 6,596 万円		
25-外債 20-3	平成 26 年 2 月 28 日	4,520 万メキシコ・ペソ （3 億 9,414 万 4,000 円）（注 1）		
25-外債 20-4	平成 26 年 2 月 28 日	4,000 万メキシコ・ペソ （3 億 4,680 万円）（注 2）		
25-外債 20-5	平成 26 年 2 月 28 日	1,450 万ブラジル・レアル （6 億 3,234 万 5,000 円）（注 3）		
25-外債 20-6	平成 26 年 2 月 28 日	365 万 2,320 ニュージーランドドル （3 億 1,833 万 6,211 円）（注 4）		
25-外債 20-7	平成 26 年 2 月 28 日	1,100 万トルコリラ （5 億 3,592 万円）（注 5）		
25-外債 20-8	平成 26 年 2 月 28 日	350 億インドネシア・ルピア （3 億 5,000 万円）（注 6）		
25-外債 20-9	平成 26 年 2 月 28 日	240 万ニュージーランドドル （2 億 918 万 4,000 円）（注 7）		
25-外債 20-10	平成 26 年 2 月 28 日	560 万ブラジル・レアル （2 億 4,421 万 6,000 円）（注 8）		
25-外債 20-11	平成 26 年 3 月 3 日	17 億円		
25-外債 20-12	平成 26 年 3 月 5 日	2,750 万メキシコ・ペソ （2 億 3,732 万 5,000 円）（注 9）		
25-外債 20-13	平成 26 年 3 月 7 日	7,500 万メキシコ・ペソ （6 億 5,325 万円）（注 10）		
25-外債 20-14	平成 26 年 3 月 7 日	1,670 万豪ドル （15 億 6,729 万 5,000 円）（注 11）		
25-外債 20-15	平成 26 年 3 月 7 日	1,470 万ブラジル・レアル （6 億 4,753 万 5,000 円）（注 12）		
25-外債 20-16	平成 26 年 3 月 7 日	700 万ブラジル・レアル （3 億 835 万円）（注 13）		
25-外債 20-17	平成 26 年 3 月 7 日	700 万ブラジル・レアル （3 億 835 万円）（注 14）		
25-外債 20-18	平成 26 年 3 月 7 日	870 万ブラジル・レアル （3 億 8,323 万 5,000 円）（注 15）		
25-外債 20-19	平成 26 年 3 月 7 日	1,284 万ブラジル・レアル （5 億 6,560 万 2,000 円）（注 16）		

25-外債 20-20	平成 26 年 3 月 10 日	282 万 9,750 豪ドル （2 億 7,052 万 4,100 円）（注 17）		
実績合計額		104 億 5,737 万 1,311 円（注 18）	減額総額	0 円

（注 1）　本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは 2014 年 3 月 28 日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は 1 メキシコ・ペソ＝8.72 円（2014 年 2 月 26 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行によるメキシコ・ペソの日本円に対する対顧客電信売相場）で換算されている。

（注 2）　本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは 2014 年 3 月 28 日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は 1 メキシコ・ペソ＝8.67 円（2014 年 2 月 27 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行によるメキシコ・ペソの日本円に対する対顧客電信売相場）で換算されている。

（注 3）　本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは 2014 年 3 月 28 日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は 1 ブラジル・レアル＝43.61 円（2014 年 2 月 26 日（サンパウロ時間）のブルームバーグページ BZFXJPY <Index>における円／ブラジル・レアル・レートの逆数（ただし、小数点 3 位を四捨五入）（1 ブラジル・レアルあたりの円の仲値の数値））で換算されている。

（注 4）　本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは 2014 年 3 月 20 日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は 1 ニュージーランドドル＝87.16 円（2014 年 2 月 27 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行によるニュージーランドドルの日本円に対する対顧客電信売相場）で換算されている。

（注 5）　本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは 2014 年 3 月 25 日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は 1 トルコリラ＝48.72 円（2014 年 2 月 26 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行によるトルコリラの日本円に対する対顧客電信売相場）で換算されている。

（注 6）　本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは 2014 年 3 月 27 日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は 100 インドネシア・ルピア＝1.00 円（2014 年 2 月 27 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行によるインドネシア・ルピアの日本円に対する対顧客電信売相場）で換算されている。

（注 7）　本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは 2014 年 3 月 31 日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は 1 ニュージーランドドル＝87.16 円（2014 年 2 月 27 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行によるニュージーランドドルの日本円に対する対顧客電信売相場）で換算されている。

（注 8）　本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは 2014 年 3 月 28 日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は 1 ブラジル・レアル＝43.61 円（2014 年 2 月 26 日（サンパウロ時間）のブルームバーグページ BZFXJPY <Index>における円／ブラジル・レアル・レートの逆数（ただし、小数点 3 位を四捨五入）（1 ブラジル・レアルあたりの円の仲値の数値））で換算されている。

（注 9）　本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは 2014 年 3 月 28 日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は 1 メキシコ・ペソ＝8.63 円（2014 年 3 月 4 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行によるメキシコ・ペソの日本円に対する対顧客電信売相場）で換算されている。

（注 10）　本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは 2014 年 3 月 31 日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は 1 メキシコ・ペソ＝8.71 円（2014 年 3 月 5 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行によるメキシコ・ペソの日本円に対する対顧客電信売相場）で換算されている。

（注 11）　本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは 2014 年 3 月 31 日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は 1 豪ドル＝93.85 円（2014 年 3 月 5 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行による豪ドルの日本円に対する対顧客電信売相場）で換算されている。

（注 12）　本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは 2014 年 3 月 31 日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は 1 ブラジル・レアル＝44.05 円（2014 年 3 月 5 日

（サンパウロ時間）のブルームバーグページ BZFXJPY〈Index〉における円／ブラジル・レアル・レートの逆数（ただし、小数点3位を四捨五入）（1ブラジル・レアルあたりの円の仲値の数値））で換算されている。

（注13） 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2014年3月28日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は1ブラジル・レアル＝44.05円（2014年3月5日（サンパウロ時間）のブルームバーグページ BZFXJPY〈Index〉における円／ブラジル・レアル・レートの逆数（ただし、小数点3位を四捨五入）（1ブラジル・レアルあたりの円の仲値の数値））で換算されている。

（注14） 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2014年3月28日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は1ブラジル・レアル＝44.05円（2014年3月5日（サンパウロ時間）のブルームバーグページ BZFXJPY〈Index〉における円／ブラジル・レアル・レートの逆数（ただし、小数点3位を四捨五入）（1ブラジル・レアルあたりの円の仲値の数値））で換算されている。

（注15） 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2014年3月28日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は1ブラジル・レアル＝44.05円（2014年3月5日（サンパウロ時間）のブルームバーグページ BZFXJPY〈Index〉における円／ブラジル・レアル・レートの逆数（ただし、小数点3位を四捨五入）（1ブラジル・レアルあたりの円の仲値の数値））で換算されている。

（注16） 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2014年3月28日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は1ブラジル・レアル＝44.05円（2014年3月5日（サンパウロ時間）のブルームバーグページ BZFXJPY〈Index〉における円／ブラジル・レアル・レートの逆数（ただし、小数点3位を四捨五入）（1ブラジル・レアルあたりの円の仲値の数値））で換算されている。

（注17） 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2014年3月28日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は1豪ドル＝95.60円（2014年3月7日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行による豪ドルの日本円に対する対顧客電信売相場）で換算されている。

（注18） 実績合計額は、日本円による金額の合計額である。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）
9,895億4,262万8,689円

（発行残高の上限を記載した場合）
該当事項なし

【残高】
該当事項なし

【縦覧に供する場所】
該当なし

目　　次

	頁
第一部　証　券　情　報	1
第１　募集債券に関する基本事項	1
第２　売出債券に関する基本事項	1
１　売出要項	1
２　利息支払の方法	3
３　償還の方法	5
４　元利金支払場所	17
５　担保又は保証に関する事項	19
６　債券の管理会社の職務	19
７　債権者集会に関する事項	20
８　課税上の取扱い	21
９　準拠法及び管轄裁判所	23
10　公告の方法	24
11　その他	24
第３　資金調達の目的及び手取金の使途	30
第４　法　律　意　見	30
第二部　参　照　情　報	31
第１　参照書類	31
第２　参照書類の補完情報	31
第３　参照書類を縦覧に供している場所	31
第三部　提出会社の保証会社等の情報	32
第１　保証会社情報	32
第２　保証会社以外の会社の情報	32
発行登録書の提出者が金融商品取引法第27条において準用する同法第５条第４項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	34
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実	36
有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち主要なものを要約した書面	61

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

(1)【売出人】

会　社　名	住　　所
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号

(2)【売出債券の名称及び記名・無記名の別】	スウェーデン輸出信用銀行 2016年4月4日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建債券（パナソニック株式会社）（以下「本債券」という。） 無記名式
(3)【券面総額】	3億円
(4)【各債券の金額】	50万円（各本債券の額面金額および計算基礎額）
(5)【売出価格及びその総額】	額面金額の100.00% 3億円
(6)【利率】	各本債券の計算基礎額に対して、 （ⅰ）2014年4月2日（当日を含む。）から2014年7月4日（当日を含まない。）までの期間：　年率10.00% （ⅱ）2014年7月4日（当日を含む。）から償還期日（当日を含まない。）までの期間： （イ）利率決定日における評価価格が利率決定価格以上である場合、年率10.00% （ロ）利率決定日における評価価格が利率決定価格未満である場合、年率0.10%
(7)【償還期限】	2016年4月4日（ロンドン時間）
(8)【売出期間】	2014年3月14日から2014年4月1日まで
(9)【受渡期日】	2014年4月2日（日本時間）
(10)【申込取扱場所】	売出人の日本における本店ならびに各支店

(11)【売出しの委託契約の内容】

該当なし

(12)【債券の管理会社】

該当なし

財 務 代 理 人

ドイチェ・バンク・アーゲー　ロンドン支店（Deutsche Bank AG, London Branch）

連合王国 ロンドン市 EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート 1 ウィンチェスター・ハウス

（Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom）

（以下「財務代理人」といい、財務代理人であるドイチェ・バンク・アーゲーを継承する者を含む。）

(13)【振替機関】

該当なし

(14)【財務上の特約】

担 保 提 供 制 限

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、発行者およびそのいずれの子会社も、現在または将来の借入金債務を担保するために、発行者およびかかる子会社の現在または将来の収入または資産の上に、いかなる抵当権、先取特権（法律の適用により発生する先取特権を除く。）、質権その他の担保権（ただし、発行者またはかかる子会社が購入した財産の購入価格の全部または一部を担保するためにかかる財産上に設定された抵当権、先取特権、質権その他の担保権を除く。）をも設定せず、また設定することを許容しないことを約束する。ただし、本債券の条項に従い同時に同一または同等の担保権によって本債券が担保される場合はこの限りでない。

(注 1)　本債券は、発行者の金額無制限継続債券発行プログラム（以下「プログラム」という。）および本債券に関するプライシング・サプルメント（以下「関連プライシング・サプルメント」という。）に基づき、2014 年 4 月 1 日（以下「発行日」という。）に発行される。本債券はいかなる取引所にも上場されない。

(注 2)　本債券のユーロ市場における発行総額は 3 億円である。

(注 3)　各本債券の償還は、2016 年 4 月 4 日において、下記「3 償還の方法（2）満期における償還」に従い、額面金額の支払、または対象株式および（もしあれば）残余現金額（下記「3 償還の方法（2）満期における償還」に定義される。）の交付により償還される。償還期限前の償還については、「3 償還の方法（1）対象株式の株価の水準による期限前償還」、「3 償還の方法（2）満期における償還（ロ）潜在的調整事由、合併事由、国有化、上場廃止および支払不能事由(c)」、「3 償還の方法（3）税制上の理由による期限前償還」、「3 償還の方法（4）違法性を理由とする期限前償還」および「11 その他（1）債務不履行事由」を参照のこと。なお、対象株式発行会社（下記「3 償還の方法（2）満期における償還」に定義される。）については下記「第三部 提出会社の保証会社等の情報　第 2 保証会社以外の会社の情報」を参照のこと。

(注 4)　付利は、2014 年 4 月 2 日（当日を含む。）から開始する。償還期日および利率決定日の定義については下記「2 利息支払の方法」、評価価格および利率決定価格の定義については下記「3 償還の方法（2）満期における償還」に定義される。

(注 5)　本債券の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の開設を申し込む旨を記載した申込書を提出しなければならない。

各本債券の償還が下記「3 償還の方法（2）満期における償還」に従い対象株式および（もしあれば）残余現金額の交付によりなされる場合は、当該対象株式の受渡しは日本証券業協会の定める「保護預り約款」により各申込人が売出人との間に開設した保護預り口座を通じて行われるものとする。

(注 6)　本債券は、アメリカ合衆国 1933 年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションＳにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、1986 年合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

(注7)　本書中の「発行者」または「SEK」とはスウェーデン輸出信用銀行（Aktiebolaget Svensk Exportkredit）を指す。発行者の事業年度は1月1日から同年の12月31日までである。

(注8)　別段の記載のない限り、本書中の「米ドル」はアメリカ合衆国ドルを、「クローナ」はスウェーデンクローナを、「円」は日本円を、「ユーロ」は経済通貨同盟の第三段階の開始に伴い導入された単一通貨で、ユーロの導入に関する1998年5月3日のEU理事会規則No 974/98の第2条（その後の修正を含む。）に定義されているものを指す。2014年3月13日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行発表の（ｉ）クローナの日本円に対する対顧客電信売相場は、1クローナ＝16.55円、（ⅱ）ユーロの日本円に対する対顧客電信売相場は、1ユーロ＝144.42円および（ⅲ）米ドルの日本円に対する対顧客電信売相場は、1米ドル＝103.81円であった。

(注9)　本債券に関し、発行者の申込により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または当該信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

本書の日付現在、発行者は、その長期非劣後債券（外貨建）につき、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）よりAa1の格付を、またスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」という。）よりAA+の格付を付されている。

本債券について、本書の日付現在において個別の格付は取得していない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書の日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびスタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（http://www.moodys.co.jp）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびスタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp）に掲載されている「格付けの前提･意義･限界」において、それぞれ公表されている。

2【利息支払の方法】

(1)　各本債券の利息は、下記「適用利率の決定」の記載に従い決定される利率（年率）で、利息起算日である2014年4月2日（当日を含む。）からこれを付し、2014年7月4日をはじめとし償還日にいたるまで毎年1月4日、4月4日、7月4日および10月4日（以下それぞれ「利払期日」という。）の3か月毎に、利息起算日または直前の利払期日（当日を含む。）からその直後の利払期日（当日を含まない。）までの期間（以下それぞれ「利息期間」という。）について後払いされる。なお、下記「適用利率の決定」に使用される用語は、「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

（ｉ）　固定利率：2014年4月2日（当日を含む。）から2014年7月4日（当日を含まない。）までの期間（以下「固定利息期間」という。）については、年率10.00%。すなわち、計算基礎額50万円の本債券につき、2014年7月4日に、その日（当日を含まない。）までの利息として、12,778円が後払いされる。

（ⅱ）　変動利率：2014年7月4日（当日を含む。）から償還期限である2016年4月4日（以下「償還期日」ともいう。）（当日を含まない。）までの期間（以下「変動利息期間」という。）については、2014年10月4日を初回とし償還期日を最終回とする3か月毎の各利払期日（それぞれを以下「変動利払期日」という。）に利息が後払いされる。計算基礎額50万円の本債券につき、変動利息期間の各利息期間に適用される利率および各変動利払期日に支払われる利息額は、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により関連ある判定日に以下に従って決定する。

（イ）　各変動利払期日の直前の利率決定日の評価価格が利率決定価格と等しいかそれを上回る場合、当該変動利息期間に適用される利率は年率 10.00％とし、計算基礎額 50 万円の本債券につき当該変動利息期間に関する変動利払期日に 12,500 円が支払われる。

（ロ）　利率決定日の評価価格が利率決定価格未満である場合、当該変動利息期間に適用される利率は年率 0.10％とし、計算基礎額 50 万円の本債券につき当該変動利息期間に関する変動利払期日に 125 円が支払われる。

各本債券には、償還日以降は利息が付されない。ただし、適法な本債券の呈示がなされたにもかかわらず、償還金額の支払が不当に留保または拒絶された場合は、各本債券に対し、(a) 当該本債券に関してその日までに支払期日が到来している全額が所持人によりもしくはそのために受領された日、または (b) 財務代理人が所持人に対して、財務代理人が本債券に関して通知から 7 日後の日までに支払期日が到来する全額を受領したことを通知した日から 7 日目の日（ただし、その後の支払に不履行があった場合を除く。）のいずれか早い方の日まで（判決の前後を問わず)、本「2 利息支払の方法」に従って、継続して利息が付される。

「償還金額」とは、適宜、下記「3　償還の方法」の「(1) 対象株式の株価の水準による期限前償還」、「(2) 満期における償還」、「(3) 税制上の理由による期限前償還」、「(4) 違法性を理由とする期限前償還」または下記「11　その他 (1) 債務不履行事由」により償還される円貨額または対象株式による償還額を意味する。

(2)　各本債券につき、利息金額が指定されていない期間に対して支払われるべき利息を計算する必要がある場合には、その利息の額は、各本債券の計算基礎額に、2014 年 4 月 2 日（当日を含む。）から 2014 年 7 月 4 日（当日を含まない。）までの期間については上記（ｉ）により適用される利率を適用し、また 2014 年 7 月 4 日（当日を含む。）から償還期日（当日を含まない。）までの期間については上記（ⅱ）により適用される利率を適用し、その積に下記の日数計算の算式に基づき当該期間の日数を 360 で除して算出される商を乗じて得られた数値（1 円未満を四捨五入）に、更に本債券の額面金額を計算基礎額で除した割合を乗ずることにより計算される。ただし、2014 年 7 月 4 日（当日を含む。）から償還期日（当日を含まない。）までの利息期間中のある期間に適用される利率は、当該期間の利息の支払日の 5 予定取引日前の日を判定日とみなして決定する。

「支払日」とは、本債券に関して支払われるべき金額の支払を要する日で、かかる日は、下記「4　元利金支払場所 (7)」に従って調整されることがある。

$$（日数計算＝）\quad \frac{[360\times(Y2-Y1)]+[30\times(M2-M1)]+(D2-D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が 31 の場合、D1 は 30 になる。

「D2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が 31 であり、D1 が 29 より大きい数字の場合、D2 は 30 になる。

ただし、当該期間の日数は、当該期間の初日（当日を含む。）から当該期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。

3【償還の方法】

(1)　対象株式の株価の水準による期限前償還

いずれかの期限前償還判定日（以下に定義する。）において、評価価格（下記「(2) 満期における償還」に定義される。）が期限前償還判定価格（以下に定義する。）と等しいかそれを上回ると計算代理人（下記「(2)　満期における償還」に定義される。）が決定する場合（下記「11　その他　(9)　計算代理人」の規定に従う。）、本債券はすべて（一部は不可）、関連する期限前償還日（以下に定義する。）に、自動的に額面金額にて期限前償還される。かかる場合、計算代理人は、実行可能な限り速やかに、発行者および財務代理人にその詳細を通知する。

「期限前償還判定日」とは、判定日（下記「(2) 満期における償還」に定義される。）をいう。

「期限前償還日」とは、2014 年 7 月 4 日（当日を含む。）から 2016 年 1 月 4 日（当日を含む。）までの毎年 1 月 4 日、4 月 4 日、7 月 4 日および 10 月 4 日をいう。かかる期限前償還日が営業日（下記「(2) 満期における償還」に定義される。）ではない場合、期限前償還日は翌営業日まで延期される。ただし、当該翌営業日が翌暦月となる場合は、直前の営業日を期限前償還日とする。

「期限前償還判定価格」とは、対象株式につき、基準価格の 105.00％に相当する金額（ただし、小数点第三位を四捨五入）をいう。

計算代理人は、期限前償還判定日において期限前償還を生ぜしめる事由の発生の有無を判断した後実務上可能な限り速やかに、かつ 2 営業日以内に、財務代理人および発行者にその旨通知し、財務代理人は下記「10　公告の方法」に従い本債券の所持人にその旨通知する。

(2)　満期における償還

下記（イ）および（ロ）に使用される用語は、指定されている場合を除き、下記（へ）に定義される。

（イ）満期償還

(a) 本債券が期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券の計算基礎額は、発行者により償還期日に以下に従って償還される。

（ⅰ）ノックイン事由が発生しなかった場合には、各本債券は額面金額で償還される。

（ⅱ）1) ノックイン事由が発生した場合で、かつ、2) 参照価格が行使価格と等しいかまたはこれを上回っていると計算代理人が決定する場合には、各本債券は額面金額で償還される。

（ⅲ）1) ノックイン事由が発生した場合で、かつ、2) 参照価格が行使価格を下回っていると計算代理人が決定する場合には、各本債券は現物決済額の対象株式の交付および（もしあれば）残余現金額の支払により償還される。ただし下記規定に服する。

(b) 上記（イ）(a)（ⅲ）に該当する場合、受渡代理人は、下記（イ）(d) に記載のとおりユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）に対して、ユークリッド通知または資産譲渡通知（それぞれ以

下（d）に定義される。）が交付された場合に限り、発行者に代わり、本債券の所持人に対し、株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」という。）の振替制度を通じ（またはその他の慣行的な現物決済額の対象株式の譲渡方法により）、現物決済額の対象株式を償還期限または（償還期限が営業日または JASDEC 営業日でない場合は）JASDEC 営業日である直後の営業日に交付する。受渡代理人がその単独かつ完全なる裁量により、受渡混乱事由が償還期限に発生していると決定した場合、現物決済額の対象株式の交付は、償還期限直後の受渡混乱事由のない日まで延期される。ただし、償還期限に引続く 10JASDEC 営業日までのいずれかの日が受渡混乱事由のない日となる場合に限る。償還期限に引続く 10JASDEC 営業日までのいずれの日にも受渡混乱事由が発生している場合には、（ｉ）発行者または発行者のために受渡代理人は、その単独かつ完全なる裁量により、償還期限後 10JASDEC 営業日目の日に、現物決済額の対象株式を商業的に合理的なあらゆるその他の方法により合理的な期間内の日において交付することができるか否かを決定し、かかる決定を計算代理人に通知し、さらに（ⅱ）(x) 交付できると決定した場合、受渡代理人は、受渡代理人が決定した方法および日時にて本債券の所持人に対し現物決済額の対象株式を発行者に代わり交付し、または（y）交付できないと決定した場合、本債券に関する現物決済額の対象株式の交付に代えて、発行者は、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定する、受渡代理人が計算代理人に上記（ｉ）に基づきかかる決定を通知した日現在の（イ）(a)（ⅲ）に基づき交付される現物決済額の対象株式（残余現金額を除く。）の公正な市場価額に等しい額から発行者が関連するヘッジ契約の解除または修正をなすための発行者に対する費用を控除した額を、本債券の所持人に対しその保有する本債券額に応じて日本円で現金により支払うことにより本債券のすべてを償還する。かかる現金償還は合理的期間内の計算代理人により決定された日に行われる。本項の規定に従い現物決済額の対象株式が交付される日を以下「交付期日」という。疑義を避けるために言えば、受渡混乱事由が現物決済額に含まれる受益権の譲渡に影響する場合、残余現金額（もしあれば）は当初の交付期日に支払われるものとする。

当該交付期日が償還期限後に到来する場合または本（イ）(b) に基づく本債券の償還の場合、本債券の所持人は本債券につき利息その他を問わず追加の支払いを受けることはできず、それらに関し発行者、受渡代理人および/または計算代理人にいかなる債務も発生しない。

(c) 上記（イ）(a)（ⅲ）または（イ）(b) の規定にかかわらず、ただし、下記の規定に従い、計算代理人が最終評価日において、その単独かつ完全なる裁量により、一切の理由（対象株式の市場の流動性の欠如を含むが、これに限らない。）のため上記（イ）(a)（ⅲ）に従い発行者が交付期日に本債券の所持人に対し現物決済額の対象株式を交付することができないと決定した場合、発行者は、本債券に関する現物決済額の対象株式の交付および（もしあれば）残余現金額の交付に代えて、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定する、かかる非流動性を考慮に入れた最終評価日現在の（イ）(a)（ⅲ）に基づき交付されるべき現物決済額の対象株式および（もしあれば）残余現金額の公正な経済価値に等しい額を、本債券の所持人に対しその保有する本債券額に応じて日本円で現金により支払うことにより償還期限に本債券のすべてを償還する。下記「10公告の方法」の基づき、関係事項の通知が本債券の所持人に対し事前になされるものとする。

(d) 本債券が大券の様式で発行されている間は、上記（イ）(a)（ⅲ）に基づき現物決済額の対象株式の交付を受けるために、本債券の各所持人は、ユークリッドシステムを通じた通知（以下「ユークリッド通知」という。）または本債券が確定債券である場合には適

正に記入された資産譲渡通知（以下「資産譲渡通知」という。）（大要、発行者および受渡代理人間の受渡代理人契約（以下「受渡代理人契約」という。）の別紙に記載の様式によるものとする。なお、受渡代理人からかかる様式を取得することができる。）をユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクに対し交付するものとし、またその写しを受渡代理人に送付する。資産譲渡通知は書面により、または確認済のテレックスにより行われることを要する。

本債券の所持人が送付するユークリッド通知または資産譲渡通知は以下に従うものとする。

（ｉ）債券の所持人の氏名および住所を明記すること。

（ⅱ）かかる通知の対象となる本債券の数および本債券が借記されるユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの本債券の所持人の口座番号を明記すること。

（ⅲ）交付期日に本債券を本債券の所持人の口座に借記するよう、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクに対し取消不能の形で指図、授権すること。

（ⅳ）(A) 現物決済額の対象株式を譲渡証書の方式により譲渡することを発行者が選択した場合、譲渡証書上に記入される者の氏名および住所、ならびに当該譲渡証書の送付先の銀行、ブローカーその他の者の名称および所在地を明記すること、または

(B) 現物決済額の対象株式を電子的方法での交付により譲渡することを発行者が選択した場合、当該現物決済額の対象株式の送付先の銀行、ブローカーその他の者の名称および所在地を明記すること。

（ｖ）本項に基づく本債券の決済のために現金調整を含む現金額が入金される、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの本債券の所持人の口座番号を明記すること。

（ⅵ）関係する行政手続または法的手続において必要な場合かかる通知の提出を授権すること。

疑義を避けるために言えば、「ユークリッド通知」は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが随時本債券の所持人に要求するその他の様式による通知も含む。この場合、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクは、本債券の所持人に対し、必要な通知の様式を通知し、かかる通知に含まれる情報と上記通知における情報との差異の有無についても通知する。

ユークリッド通知または資産譲渡通知は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクによるその受領以降は撤回することができない。当該通知の交付以後、本債券の所持人は本債券を譲渡することができない。本債券の所持人からの当該通知の受領以後、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクは、本債券の所持人として当該通知に記載されている者がその記録上当該本債券の所持人であることを確認する。

ユークリッド通知または資産譲渡通知が適切に記入されていないか交付されない場合は、当該通知は無効として扱われることがある。本項に基づく当該通知が適切に記入され、交付されたとの判断は、受渡代理人との協議後、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより行われ、当該決定は最終であり発行者および本債券の所持人を拘束する。

下記の規定に従い、本債券の所持人がユークリッド通知または資産譲渡通知（場合による。）に明記した銀行、ブローカーその他の者に対する現物決済額の対象株式の譲渡証書または電子的方法による交付は、本債券の所持人のリスク負担により行われる。

上記（イ）(a)（iii）に基づく現物決済額の対象株式の交付は、ユークリッド通知または資産譲渡通知が償還期限の 4 営業日（またはユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクがその都度指定するその他の営業日）前の日以前に交付されている場合に限り、償還期限または（償還期限が営業日または JASDEC 営業日でない場合は）JASDEC 営業日である翌営業日に JASDEC の振替制度を通じて行われる。本債券の所持人がユークリッド通知または資産譲渡通知を当該営業日以前にユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクに交付しなかった場合には、譲渡証書または現物決済額の対象株式は、償還期限の後速やかに（その場合、交付が行われる日を交付期日とする。）当該本債券の所持人に交付され、かかる交付は当該本債券の所持人のリスク負担により行われる。疑義を避けるために言えば、償還期限後に当該交付期日が到来する場合にも、本債券の所持人は、利息その他を問わずいかなる支払も受けることはできない。

(e) 発行者および受渡代理人のいずれも、本債券の所持人、本債券の所持人に代わり行為する銀行、ブローカー等またはその他の者を対象株式の株主名簿上の株主として記載すること、または記載せしめることに対し一切の義務を負わない。

上記（イ）(d) に基づく譲渡証書または現物決済額の対象株式の交付後、本債券の所持人以外の者が引続き現物決済額の対象株式の実質所有者として関連ある振替機関または関連ある口座管理機関の関連名簿に記載されている期間（以下「移行期間」という。）について、発行者およびその他発行者を代理する者のいずれも、（ｉ）その者が当該現物決済額の対象株式の実質所有者として受領した書簡、証書、通知、回状、配当その他種類を問わず他の書類もしくは支払いを本債券の所持人もしくは本債券の所持人の後の当該現物決済額の対象株式の実質所有者に対し引渡し、もしくは引渡すようにさせる義務、（ii）移行期間中当該対象株式に付随する一切の権利を行使し、もしくは行使せしめる義務、または（iii）移行期間中その者が当該現物決済額の対象株式の実質所有者として記載されていることにより直接もしくは間接的に本債券の所持人もしくは本債券の所持人の後の当該現物決済額の対象株式の実質所有者が被った損失もしくは損害に関する当該本債券の所持人もしくは当該実質所有者に対する責任を一切負わない。

発行者は、現物決済額の対象株式に関して付与される権利について、現物決済額の対象株式が本取引所において最初に権利落ちで取引された日が交付期日または（交付期日より後の場合）本債券の所持人に実際に現物決済額の対象株式が交付される日以前であった場合、本債券の所持人その他の者に対し義務を負わない。

（ロ）潜在的調整事由、合併事由、国有化、上場廃止および支払不能事由

(a) 潜在的調整事由（以下に定義する。）が発生したと計算代理人が決定する場合、計算代理人は、その単独かつ完全なる裁量により、当該潜在的調整事由が対象株式の理論価値を希薄化または凝縮化する効果を有するか否かを判断し、かかる希薄化または凝縮化が生じる場合には、計算代理人は（ｉ）かかる希薄化または凝縮化を適切に反映するように、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定するところに従い、関連ある水準、現物決済額、確定株式数、残余現金額およびその他の関連する数値を調整し、かつ（ii）当該調整の効力発生日を決定する。上記にかかわらず、調整された現物決済額は常に対象株式の単元株式数の整数倍であるものとし、発行者は、本債券の所持人に対し、1 単元株式数に満たない対象株式の時価総額に等しい現金調整（計算代理人の単独かつ完全なる裁量により決定される。）を日本円で支払う。文脈上別段に解釈される場合を除き、本書における対象株式の交付の記載には当該現金調整の支払を含むものとする。

(b) 対象株式に関し合併事由が発生した場合には、計算代理人は（ｉ）その単独かつ完全なる裁量により、当該対象株式に代えて、対象株式発行会社と経営、財務状態その他の事項が類似している本取引所に上場している他の会社の株式を代替株式（以下「代替対象

株式」といい、当該合併事由により存続会社となる会社の株式を含む。）とすることを決定し、関連ある水準、現物決済額、確定株式数、残余現金額および上記（イ）(a)（ⅲ）に基づき交付される代替対象株式の数その他の関連する数値を決定し、かつ（ⅱ）当該代替の効力発生日を決定する。本（ロ）(b) に基づき対象株式の代替が行われる場合は、本書中の対象株式の記載は代替対象株式と読み替えられ、単元株式数および現金調整を含む本書に定める規定が代替対象株式に準用される。

(c) 最終評価日または最終評価日より前の日に対象株式に関し国有化、上場廃止または支払不能事由が発生した場合、発行者は、償還期日以前の日で計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定する日に、（ⅰ）計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定する、かかる国有化、上場廃止または支払不能事由（場合による。）を考慮に入れた本債券の公正な経済的価値に等しい額から発行者が関連するヘッジ契約の解除または修正をなすための発行者に対する費用を控除した額を、本債券の所持人に対しその保有する本債券額に応じて日本円で現金により支払うことにより、または、（ⅱ）現物決済額の対象株式の交付および単元株式数未満の対象株式の時価総額に等しい現金調整（計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定する。）の支払により、本債券のすべてを償還する。

(d) 計算代理人は速やかに、本（ロ）に基づき行われるあらゆる決定および調整の詳細を発行者、受渡代理人および財務代理人に通知する。当該詳細についての本債券の所持人に対する通知は財務代理人により下記「10 公告の方法」に従って行われる。

（ハ）評価価格の訂正

本取引所で公表され、本債券に基づく何らかの計算または決定を行う際に用いる価格がその後訂正され、その訂正が当初の公表日中に本取引所により公表され、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により、当該計算または決定によって決定された本債券に関する支払の調整が実行可能であると決定する場合、計算代理人は、単独かつ完全なる裁量により、適切であると決定した当該支払の調整を行う。

（ニ）拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人との間で締結された計算代理人契約書（以下「計算代理契約」という。）に従い、本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算および本書により詳細に明記されている一定の事項に関する決定をその単独かつ完全なる裁量により行うために計算代理人に任命された。計算代理人による決定のために付与され、表明され、実行され、または取得された証明書、通信、意見、決定、計算相場および決定は、明白な誤謬がある場合を除き、発行者、財務代理人、（下記「4 元利金支払場所」に定義される。）および本債券の所持人を拘束し、また、明白な誤謬のある場合を除き、計算代理人は、計算代理契約の規定に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、発行者または本債券の所持人に対して何らの義務を負わない。計算代理人による通知は、本書および計算代理契約に従ってなされた場合になされたものとみなされる。

計算代理人は、計算代理人が本書に基づき行う決定または計算を、決定または計算次第実務上できる限り早く、発行者および財務代理人に通知する。財務代理人は、その後実行可能な限り速やかに、「10　公告の方法」に従って、本債券の所持人に対し、通知を行う。

（ホ）その他の障害事由の影響

その他の障害事由（以下に定義する。）が発生した場合、発行者は、その単独かつ完全なる裁量により、下記（ⅰ）または（ⅱ）に記載された措置をとることができる。

（ⅰ）計算代理人と協議後、計算代理人に対して、その単独かつ完全なる裁量により、市場慣行に従って、その他の障害事由を考慮した本書規定の事項への適切な調整（もしあれ

ば）を決定するよう要求し、当該調整の発効日を決定し、その後発行者は当該調整を行うものとする。

（ⅱ）計算代理人と協議後、本債券の全部（一部は不可）を、下記「10　公告の方法」に従って、本債券の所持人に対して実務上可能な限り速やかに通知を行うことにより、額面金額で償還する。

その他の障害事由が発生した場合、計算代理人は、発行者を代理して、合理的に実行可能な限り速やかに、財務代理人に対して通知し、財務代理人は、本債券の所持人に対して、下記「10　公告の方法」に従って、その他の障害事由の発生についてならびに、場合に応じて、当該事由に関する詳細およびこれに関連して提案された講じるべき措置について通知するものとする。ただし、当該通知の懈怠または不受領は、当該行為の有効性に影響しない。

（へ）定義

「その他の障害事由」とは、	法律改正（以下に定義する。）をいう。
「営業日」とは、	本「3　償還の方法」において、ニューヨーク、東京およびロンドンにおいて銀行が営業を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）、ならびにユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）が営業を行っている日をいう。
「計算代理人」とは、	ビー・エヌ・ピー・パリバまたは適式に授権された承継者をいう。
「残余現金額」とは、	各本債券の計算基礎額につき、以下の計算式に基づき計算代理人によって計算される日本円の現金額をいう。 （確定株式数 － 現物決済額）× 参照価格 ただし、1 円未満を四捨五入するものとし、また、「3　償還の方法（2）　満期における償還（ロ）および（ハ）」の調整に服する。
「法律改正」とは、	発行日以降に、適用法令（租税法を含むがそれに限らない。）の採択もしくは変更により、または適用法令（課税当局による措置を含む。）の公布もしくは管轄権を有する裁判所もしくは規制当局による適用法令（課税当局による措置を含む。）の解釈の変更により、（ⅰ）発行者もしくはヘッジパーティーが、ヘッジポジションを保有、取得もしくは譲渡することが違法となった、または、（ⅱ）本債券に関する発行体もしくはヘッジパーティーの義務の履行に際してコストが大幅増（租税債務の増加、タックスベネフィットの減少またはその他租税上の発行体もしくはヘッジパーティーの地位への悪影響を含むが、それに限らない。）となると、発行者または計算代理人が決定した場合をいう。
「対象株式発行会社」とは、	パナソニック株式会社（証券コード：6752）（本書において「パナソニック」ということがある。）をいう。
「利率決定価格」とは、	基準価格の 85.00％に相当する金額（ただし、小数第三位を四捨五入）をいう。ただし、「3　償還の方法（2）　満期における償還（ロ）および（ハ）」の調整に服する。

「カットオフ日」とは、　（ｉ）各変動利払期日に関しては、各変動利払期日に関する支払日の 3 予定取引日前の日をいい、（ⅱ）期限前償還日に関しては、各期限前償還日に関する支払日の 3 予定取引日前の日をいい、（ⅲ）償還期日に関しては、償還期日の 3 予定取引日前の日をいう。

「上場廃止」とは、　本取引所が、本取引所の規則に従い、対象株式が本取引所において（合併事由以外の）何らかの理由により上場または取引されない（またはされなくなる）と同時に、本取引所と同じ国に所在する取引所もしくは相場表示システムにすぐには再上場または再取引されない旨を発表することをいう。

「障害日」とは、　本取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、または市場混乱事由（以下に定義する。）が生じている予定取引日をいう。

「本取引所」とは、　東京証券取引所またはその承継するもしくは譲受された取引所をいう。

「取引日」とは、　本取引所における取引が予定終了時刻（以下に定義する。）よりも早く終了する日を含み、本取引所においてその通常取引セッションのために取引が行われる予定取引日をいう。

「参照価格」とは、　対象株式につき、最終評価日の評価価格であり、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定するものをいう（ただし、「3　償還の方法（2）　満期における償還（ロ）および（ハ）」の調整に服する。）。

「確定株式数」とは、　以下の計算式に従い計算代理人によって計算される各本債券の計算基礎額に対する対象株式の株式数（ただし、小数第 9 位を四捨五入するものとし、また、「3　償還の方法（2）　満期における償還（ロ）および（ハ）」の調整に服する。）をいう。

計算基礎額 ÷ 行使価格

「基準価格」とは、　計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定する 2014 年 4 月 2 日（以下「基準価格決定日」という。）の評価価格をいう。ただし、上記（ロ）および（ハ）記載の調整または代替の条項に服する。当該日が障害日である場合は、基準価格決定日は、その直後の障害日でない予定取引日とする。ただし、当初の基準価格決定日の直後の 2 予定取引日までのいずれかの日が障害日でない場合に限る。当該直後の 2 予定取引日までのすべての日が障害日である場合、第 2 予定取引日は、かかる日が障害日であることにかかわらず基準価格決定日とみなされ、また、計算代理人は誠実に行為し、その単独かつ完全なる裁量により適切であるとみなすソースを参照して基準価格を決定する。

「支払不能事由」とは、　対象株式発行会社の任意もしくは強制の解散、清算、破産、民事再生手続、会社更生手続、特別清算、解散もしく

は支払不能または対象株式発行会社に影響を与える類似の手続により、（ｉ）対象株式全部について管財人、清算人もしくはこれらと同様の者に対する譲渡が強制された場合、または（ⅱ）対象株式を保有する者がかかる株式の譲渡を法律上禁じられた場合を意味する。

「JASDEC 営業日」とは、　株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」という。）が受渡しの指示を受付け、執行することが可能な日（または受渡混乱事由の発生がなければこれが可能であった日）を指す。

「ノックイン事由」とは、　観測期間中の障害日ではないいずれかの取引日に、本取引所において公表される対象株式の終値がノックイン価格と同額かまたはこれを下回ったと計算代理人が単独かつ完全なる裁量により決定した場合に発生したとみなされる。

「ノックイン価格」とは、　基準価格の 70.00％に相当する金額（ただし、小数第三位を四捨五入するものとし、また、「3　償還の方法（2）　満期における償還（ロ）および（ハ）」の調整に服する。）をいう。

「市場混乱事由」とは、　対象株式に関する取引障害（以下に定義する。）または取引所障害（以下に定義する。）で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの 1 時間の間に、発生もしくは存在していること、または計算代理人が重大であると判断する早期終了（以下に定義する。）をいう。本項において、

「取引障害」とは、本取引所が許容する制限を超える株価変動その他を理由として、本取引所により課せられた（ｉ）対象株式の取引、または（ⅱ）対象株式に関する先物取引またはオプション取引の停止もしくは当該取引に課せられた制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が全般的に（ｉ）本取引所における対象株式の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、または（ⅱ）本取引所において、対象株式に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、または毀損する事由（早期終了を除く。）（計算代理人により決定される。）をいう。

「早期終了」とは、いずれかの取引日において予定終了時刻（以下に定義される。）前に関連する本取引所が取引を終了することをいう。ただし、かかる早期終了時刻について、（ｉ）当該取引日の本取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と（ⅱ）当該取引日の評価時刻における執行のために本取引所システムに入れられる注文の提出締切り時刻のいずれか早い方から少なくとも 1 時間前までに本取引所が早期の終了を発表している場合を除く。

「合併日」とは、　合併事由に関し、対象株式（公開買付の場合には、買付人により所有または支配されている対象株式を除く。）の全所有者が、対象株式の種類変更その他の変更もしくは対象株式の公開買付により、所有する対象株式を譲渡することに合意した日、または取消不能の形で譲渡しなければならなくなった日、または新設合併、合併、吸収合併、売却もしくは譲渡が株主総会に承認のために提出された日、または新設合併、合併、吸収合併、売却もしくは譲渡の効力発生が予定される日のいずれか早い日を指す。

「合併事由」とは、　（ｉ）発行済の対象株式の全部を譲渡することになる、または譲渡を取消不能の形で確約することになる対象株式の種類変更その他の変更、（ⅱ）対象株式発行会社と他の法人との新設合併、合併もしくは吸収合併（対象株式発行会社が存続会社となる新設合併、合併もしくは吸収合併を除く。）、または株主の承認を必要とする対象株式発行会社の資産もしくは事業の全部または実質的に全部の売却もしくは譲渡（対象株式発行会社を持株会社に再編成し、その子会社が当該資産および対象株式発行会社の運営のすべてを継承する対象株式発行会社の資産または事業の売却もしくは譲渡を除く。）、（ⅲ）対象株式の全部（買付人が所有または支配する対象株式を除く。）を譲渡することとなる、もしくは譲渡を取消不能の形で確約することとなる対象株式の公開買付、または（ⅳ）対象株式発行会社もしくはその子会社と他の法人との新設合併、合併、吸収合併、拘束力のある株式交換で対象株式発行会社が存続会社となり、結果として発行済の対象株式のすべての種類変更または変更とならないものであるが、当該事由の発生前の発行済の対象株式（当該第三者が所有または支配する対象株式を除く。）が包括して当該事由発生後の発行済の対象株式の 50％未満を表章することとなるもののいずれかの事由を意味し、いずれの場合も合併日が最終評価日以前の場合に限る。

「国有化」とは、　対象株式の全部または対象株式発行会社の資産の全部もしくは実質的に全部が国有化され、公用徴収され、またはその他の態様により政府機関、行政当局もしくは政府団体に強制的に譲渡されることを意味する。

「観測期間」とは、　基準価格決定日（当日を含む。）から最終評価日の評価時刻（当該時刻を含む。）までの期間をいう。

「潜在的調整事由」とは、　以下のいずれかの事由を意味する。

（ｉ）対象株式の分割、併合もしくは種類変更（ただし、合併事由の発生による場合を除く。）、または無償発行、資本組入れ発行もしくは同様の発行による既存株主に対する対象株式の無償交付もしくは配当。

（ⅱ）対象株式の現存株主に対する（a）かかる対象株式の分配、発行もしくは配当、（b）対象株式の株主に対する支払いと同順位もしくは当該支払に比例して、対象株

式発行会社の配当および/もしくは残余財産の支払いを受ける権利を付与するその他の株式もしくは有価証券の分配、発行もしくは配当、(c) スピン・オフその他同様の行為を原因とする、対象株式の発行者により取得もしくは保有されている（直接的か間接的かを問わない。）他の発行者の株式もしくはその他の有価証券の分配、発行もしくは配当、または (d) その他の有価証券、新株購入権もしくは新株予約権もしくはその他の資産の分配、発行もしくは配当であって、いずれの場合においてもそれらの対価（金銭かどうかを問わない。）が計算代理人の決定する実勢の市場価格を下回る場合。

(iii) 特別配当

(iv) 対象株式発行会社による、全額払込み済でない関連ある対象株式の払込請求。

(v) その原資が利益からまたは資本からによるか、および買戻しの対価が金銭、有価証券その他であるかを問わず、対象株式発行会社またはそのいずれかの子会社による対象株式の買戻し。

(vi) 対象株式発行会社に関し、株主権利制度または特定の事由が発生した際に優先株式の配当、新株予約権、債務証券もしくは市場価格を下回る価格で株式を取得する権利について規定する敵対的買収に対する取り決めに基づき、対象株式発行会社の普通株式または資本ストックのその他の株式から分配または分離される株主権利が生じることになると計算代理人が決定する事由。ただし、かかる事由により影響を受ける調整は、かかる権利の償還時に再調整されるものとする。

(vii) 上記 (i) ないし (vi) 以外で、計算代理人の意見において、対象株式の理論価値を希薄化または凝縮化する効果を有するその他同様の事由。

「現物決済額」とは、　確定株式数以下の単元株式数の最大整数倍の対象株式の数を意味する。

「予定終了時刻」とは、　本取引所および予定取引日に関し、当該予定取引日における本取引所の週日の予定終了時刻をいう。時間外または通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。

「予定取引日」とは、　本取引所がその通常取引セッションでの取引を行う予定の日をいう。

「受渡代理人」とは、　ビー・エヌ・ピー・パリバまたは適式に授権された承継者をいう。

「受渡混乱事由」とは、　受渡代理人および発行者が管理できない事由（本債券をヘッジするために発行者が締結したヘッジ契約の相手方当事者が交付を行わない場合を含むが、それに限らない。）で、その結果、受渡代理人および発行者が本債券に関し、本債

	券の所持人に対する対象株式の交付を確保できなくするものをいう。
「対象株式」とは、	全額払込み済の対象株式発行会社の普通株式をいい、上記（ロ）記載の調整または代替の条項に服する。
「評価価格」とは、	対象株式につき、計算代理人により決定される評価時刻に本取引所で公表される対象株式の値をいう。ただし、上記（ロ）および（ハ）に従い、調整されるものとする。
「行使価格」とは、	基準価格の 100.00％に相当する金額をいう。ただし、「3 償還の方法（2）　満期における償還（ロ）および（ハ）」の調整に服する。
「単元株式数」とは、	対象株式 100 株をいう。ただし、対象株式発行会社の定款における単元株式数の変更に従う。
「判定日」とは、	(i)各変動利払期日に関しては、関連ある変動利払期日に関連する支払日の 5 予定取引日前の日をいい（以下「利率決定日」という。）、(ⅱ)各期限前償還日に関しては、関連ある期限前償還日に関連する支払日の 5 予定取引日前の日をいい（以下「期限前償還判定日」という。）、(ⅲ)償還期日に関しては、償還期日の 5 予定取引日前の日をいう（以下「最終評価日」という。）。当該日が障害日である場合は、判定日はその直後の障害日でない予定取引日とする。ただし、対応するカットオフ日までのいずれかの予定取引日が障害日でない場合に限る。対応するカットオフ日までのすべて予定取引日が障害日である場合は、カットオフ日は、かかる日が障害日であることに拘わらず判定日とみなされ、また、計算代理人はその単独かつ完全なる裁量により適切であるとみなすソースを参照して評価価格を決定する。
「評価時刻」とは、	本取引所の予定終了時刻をいう。本取引所が予定終了時刻より前に終了する場合には、評価時刻とは実際に終了する時間をいう。

<u>対象株式の株価の過去の推移</u>

下記の表は、対象株式について、2011年1月から2014年2月までの各月の東京証券取引所における株価の最高値と最安値を示したものである。**これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この株価の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価を示すものでもない。また、過去の下記の期間において対象株式の株価が下記のように変動したことによって、当該対象株式の株価が本債券の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。**

パナソニック

月	最高値(円)	最安値(円)	月	最高値(円)	最安値(円)
2011年1月	1,206	1,120	2012年8月	605	532
2011年2月	1,138	1,081	2012年9月	581	510
2011年3月	1,111	826	2012年10月	530	470
2011年4月	1,070	970	2012年11月	432	376
2011年5月	1,031	931	2012年12月	530	401
2011年6月	983	902	2013年1月	622	502
2011年7月	1,032	919	2013年2月	781	592
2011年8月	930	759	2013年3月	731	648
2011年9月	820	703	2013年4月	753	594
2011年10月	834	701	2013年5月	993	691
2011年11月	791	662	2013年6月	808	705
2011年12月	748	638	2013年7月	907	780
2012年1月	671	606	2013年8月	923	836
2012年2月	777	582	2013年9月	972	875
2012年3月	783	694	2013年10月	997	904
2012年4月	780	616	2013年11月	1,213	981
2012年5月	628	507	2013年12月	1,260	1,130
2012年6月	648	495	2014年1月	1,408	1,167
2012年7月	654	476	2014年2月	1,307	1,059

（注）2014年3月13日の東京証券取引所における対象株式の終値は、1,254円であった。

(3) 税制上の理由による期限前償還

以下の場合、本債券は、発行者の選択により、30日以上60日以下の事前の通知（かかる通知は取消不能とする。）を所持人に対して行った後、計算基礎額につき市場価値償還額をもって、その全部（一部は不可。）を（ⅰ）固定利息期間については随時、（ⅱ）固定利息期間以外の期間については関連ある利払期日に償還することができる。本書において、「市場価値償還額」とは、経過利子を含む（もしあれば）計算代理人の単独かつ完全なる裁量で決定される本債券の市場価値（市場実勢金利および本債券に含有される信用リスクを参照するが、それらに限らない。）から、早期償還の結果、発行者が負担することとなった裏付となる、および／または関連するヘッジの取決めの清算の為の合理的な費用を控除した金額をいう。

（イ）発行者が、スウェーデン王国またはスウェーデン王国のもしくはスウェーデン王国内の下部行政主体もしくは課税当局の法令に対する変更または修正、またはかかる法令（管轄裁判所の判決を含む。）の適用もしくは公的解釈における変更（発行日以後に生じたものに限る。）が生じたことにより、下記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」に定められたまたは記載された追加額を支払わなければならないかまたは支払う義務を負うことになる場合であって、かつ

（ロ）発行者が、発行者に対して利用可能な合理的な措置を講じても、当該義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還通知は、もしその時点で本債券に関する支払期日が到来しているとしたならば、発行者が当該追加額の支払義務を負うことになる最も早い日の（ⅰ）90日以上前

（固定利息期間について)、(ⅱ）直前の利払期日の 60 日以上前（固定利息期間以外の期間について）にはなされないものとする。

本段落に基づく償還通知に先立ち、発行者は財務代理人に対して、発行者がかかる償還を有効になす権利を有することを記載し、かかる償還をなすための発行者の権利の前提条件が発生していることを示す事実を表明した、発行者の執行委員会（Executive Committee）の 2 名の委員により署名された証明書を交付する。本項において述べているかかる通知の期間の満了により、発行者は、本項に従って本債券を償還する義務を負う。

(4)　違法性を理由とする期限前償還

本債券に基づく発行者の義務の履行または本債券に基づく発行者のポジションをヘッジするためのあらゆる取り決めが、全部または一部を問わず、現在または将来において適用ある、政府、行政、立法もしくは司法に関する権限を有する者による法、規則、規制、判断、命令もしくは通達を遵守した結果またはそれらの解釈により、非合法、違法もしくは禁止事項となった、またはそうなるであろうと計算代理人が誠意をもって決定した場合には、発行者は、下記「10 公告の方法」に従い 3 日以上 30 日以下の事前の通知（かかる通知は取消不能とする。）を所持人に対して行った後、本債券の全部（一部は不可）を市場価値償還額で償還することができる。

(5)　買　入　消　却

発行者は、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本債券を買入れることができる。買入れられた本債券は、保有、再販売、または消却のために提出できる。

本項に基づき消却のために提出されたすべての本債券は、(期限未到来の利札すべてが付されているか、共に提出されたことを条件として）即時に消却されるものとし、再販売または再発行することはできない。

4【元利金支払場所】

(1)　当初の支払代理人およびその指定事務所：

ドイチェ・バンク・アーゲー　ロンドン支店（Deutsche Bank AG, London Branch)

連合王国　ロンドン市　EC2N 2DB　グレート・ウィンチェスター・ストリート　1　ウィンチェスター・ハウス

（Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom)

ドイチェ・バンク・ルクセンブルク・エス・アー（Deutsche Bank Luxembourg S.A.）

ルクセンブルク市　L- 1115　ブールバール・コンラート・アデナウアー　2

（2 Boulevard Konrad Adenauer, L- 1115 Luxembourg)

ドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービシズ（アイルランド）リミテッド

（Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited)

アイルランド　ダブリン 1　インターナショナル・ファイナンシャル・サービシズ・センター　ハーバーマスター・プレイス　5

（ 5 Harbourmaster Place, International Financial Services Centre, Dublin 1, Ireland)

（以下「支払代理人」といい、財務代理人契約（下記「6 債券の管理会社の職務」に定義される。）に従って選任された代替または追加の支払代理人を含む。）

発行者は、いつでも、支払代理人（財務代理人を含む。）の指名を変更もしくは終了する権利および追加のもしくはその他の支払代理人もしくは計算代理人を指名する権利を有する。ただし、発行者は、常に（ⅰ）財務代理人を維持し、(ⅱ）2000 年 11 月 26 日から同年 11 月 27

日に開催された経済相・蔵相理事会会議の決定を実施する欧州理事会指令（European Council Directive）2003/48/EC その他の指令、またはかかる指令を実施もしくは遵守する法律、またはかかる指令を遵守するために制定される法律に従って、税金を源泉徴収または控除する義務を負わない欧州連合加盟国内に支払代理人を維持し、（iii）FATCA 源泉徴収を控除されることなく本債券に基づく支払を受領する権利を有する支払代理人を維持し、また（iv）計算代理人を維持する。支払代理人は、いつでも、その指定事務所を、同一の都市にある他の事務所に変更する権利を有する。計算代理人、支払代理人またはそれらの指定事務所の変更の通知は、「10　公告の方法」に従って所持人に対して速やかに行われる。

(2)　元本：元本（(もしあれば）残余現金額も含む）の支払は、東京に所在する銀行宛振出の円建小切手により、または受取人が東京に所在する銀行に維持する円建の口座への送金により、米国外に所在する関連ある支払代理人の指定事務所において本債券の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えによってのみなされる。

利息：利息の支払は、下記（3）を条件として、上記元本の場合と同じ方法により、米国外に所在する関連ある支払代理人の指定事務所においてしかるべき利札の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えによってのみなされる。

ニューヨークにおける支払：（ｉ）発行者が、支払期日到来時に支払われるべき通貨により本債券に関する利息の全額を支払代理人が支払うことができると合理的に予測して、米国外の支払代理人を指名する場合、（ii）当該支払代理人すべての事務所におけるかかる利息の全額の支払が違法であるか、または為替管理もしくはその他同様の制限により妨げられる場合、および（iii）支払が適用ある米国法により許容される場合には、元本または利息の支払はニューヨークにおける支払代理人の指定事務所でなされる。

(3)　支払期限の到来した利札に関する以外の利息の支払は、米国外（または上記（2）の第 3 段落により許容される場合にはニューヨーク）に所在する支払代理人の指定事務所において、関連ある本債券を呈示することによってのみなされる。

(4)　財務法に従った支払：　本債券に関する支払はすべて、いかなる場合においても、(i) 支払場所において適用ある財務またはその他の法令に従うものとするが、下記「8 課税上の取扱い（1）スウェーデン王国の租税」の規定を害しないものとし、また、(ii) 下記「8　課税上の取扱い　（1）スウェーデン王国の租税」の規定にかかわらず、1986 年合衆国内国歳入法第 1471 条(b)項に記載された契約に従って要求される源泉徴収もしくは控除、またはその他の同歳入法第 1471 条から第 1474 条、同歳入法に基づく規定もしくは契約、その正式な解釈、もしくはこれらに対する政府間の提案を実施するあらゆる法律に従って課税される源泉徴収もしくは控除に従うものとする（以下「FATCA 源泉徴収」という。)。かかる支払につき、本債券または利札の所持人に対して、いかなる手数料または費用も課せられない。

(5)　固定利息の利札については、本債券が、これに関するすべての期限未到来の利札が付されずに呈示された場合は、欠缺利札の総額に等しい金額が支払われるべき元本金額から差し引かれる。ただし、支払可能な総額が支払われるべき元本金額に満たない場合は、当該欠缺利札の総額のうち、実際に支払可能な総額の支払われるべき元本金額に対する割合に相当する金額が差し引かれる。

このようにして差し引かれた元本金額はそれぞれ、関連ある欠缺利札の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えに支払われる。

(6)　変動利息の利札については、上記「3　償還の方法」の「(1)　対象株式の株価の水準による期限前償還」、「（2）　満期における償還　（ロ）潜在的調整事由、合併事由、国有化、上場廃止および支払不能事由　(c)」「（3）　税制上の理由による期限前償還」ならびに下記「11 その他　（1）　債務不履行事由」による期限前償還日に、当該本債券に関連ある期限未到来の

利札（本債券に付されているか否かを問わない。）はすべて無効となり、当該利札に関する支払はなされない。

(7)　本債券または利札のいずれかに関するある金額の支払期日が、支払に関する営業日でない場合、かかる支払期日は翌営業日まで延長され（ただし、直後のかかる営業日が翌月の日となる場合には、直前の営業日とする。）、その所持人は、かかる期日まで当該金額の支払を受ける権利を有しない。かかる調整によりいかなる追加利息その他一切の支払も行われることはない。

「営業日」とは、(A) 支払に関しては、(a) 商業銀行および外国為替市場が東京、ニューヨークおよびロンドンにおいて一般に支払の決済を行う日であり、(b)（ｉ）呈示または提出場所において、持参人払式証券の呈示および支払のためまたは債券の券面の提出のために、および外国為替取引のために、銀行が営業を行う日であり、また（ⅱ）口座への送金による支払の場合は、東京、ニューヨークおよびロンドンにおいて外国為替取引が行われる日であり、また (B) 通知の送付、ならびに本書に基づいて必要とされるその他の計算、決定および評価を行うこと（を含むが、それらに限らない。）に関連する事項については、「営業日」とは、東京、ニューヨークおよびロンドンにおいて営業を行っている日をいう。

(8)　支払代理人が、支払のために支払代理人に対して呈示された本債券または利札のいずれかにつき、その一部を支払う場合、当該支払代理人は、その支払金額と日付を含む記載を当該本債券または利札に裏書する。

(9)　大券に関するすべての支払は、支払代理人または支払代理人が指図する者に対する大券の呈示、また（すべての経過利息とともに元本を完済する場合には）大券の提出によりなされ、本債券に関する発行者の対応する債務を弁済および免責する効果を有する。大券に関する元利金の支払がなされる各場合において、発行者はかかる支払の旨が大券付属の別紙に記入されるようにする。

(10)　計算代理人が、誠実に、その単独かつ完全なる裁量により、発行者の支配の及ばない事由により円で支払うことができないと判断する場合（以下「通貨障害事由」という。）、通貨障害事由の発生後に本債券または利札に関して支払われるべき金額の支払は、米ドルで行われるものとする（計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定する、円建の当該支払われるべき金額と同等の金額）。通貨障害事由の通知（かかる通知は取消不能とする。）は、下記「10 公告の方法」に従って所持人になされるものとする。

5【担保又は保証に関する事項】

法律により（ただし、契約にはよらない。）強制的に優先される債務を除き、本債券は、発行者の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、その間に優先関係はなく、発行者のその他のすべての現在および将来における未履行の無担保かつ非劣後の借入金債務と同順位である。

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、発行者およびそのいずれの子会社も、現在または将来の借入金債務を担保するために、発行者およびかかる子会社の現在または将来の収入または資産の上に、いかなる抵当権、先取特権（法律の適用により発生する先取特権を除く。）、質権その他の担保権（ただし、発行者またはかかる子会社が購入した財産の購入価格の全部または一部を担保するためにかかる財産上に設定された抵当権、先取特権、質権その他の担保権を除く。）も設定せず、また設定することを許容しないことを約束する。ただし、本債券の条項に従い同時に同一または同等の担保権によって本債券が担保される場合はこの限りでない。

6【債券の管理会社の職務】

該当なし。

財務代理人の職務

(1)　発行者は、支払期日が到来した本債券に関する利息および元本、または償還金額（場合による。）を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日以前に、当該本債券に関してその時点で支払われるべき元本、償還金額または利息（場合による。）に相当する金額を支払う。

発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において（ただし、期限が到来しているか否かを問わない。）、財務代理人は、当該支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、上記「4 元利金支払場所」の記載に従い、当該支払代理人により支払われた金額と同額を当該支払代理人が財務代理人に対する通知により指定した銀行への振込の方法により支払う。

(2)　本債券または利札を喪失、盗失、汚損、毀損または滅失した場合、すべての適用ある法律に従い、請求者が再発行におけるすべての費用を支払い、かつ、発行者および財務代理人が要求する証拠、担保、補償およびその他の条件を満たした場合、財務代理人の指定事務所において、かかる本債券または利札は再発行される。汚損または毀損した本債券または利札は、再発行される前に提出されなければならない。

(3)　財務代理人は、発行者、ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店、ドイチェ・バンク・ルクセンブルク・エス・アー、ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズおよびドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービシズ（アイルランド）リミテッドとの間で締結された 2013 年 4 月 4 日付財務代理人契約（その後の修正または補足を含み、以下「財務代理人契約」という。）に定めるその他の義務および職務を遂行する。

7【債権者集会に関する事項】

財務代理人契約は、本債券に適用される要項の修正または放棄を含め、本債券の所持人の利益に影響を及ぼす事項を審議するための債権者集会を開催するための規定を有する。

発行者は、何時にても債権者集会を招集することができ、または本債券の元本残高の 10 分の 1 以上を有する本債券の所持人の書面による要求があった場合には、本債券の債権者集会を招集しなければならない。招集の日時および場所を記載した少なくとも 21 日前の通知が本債券の所持人に付与される。

かかる集会において、本債券もしくは議決権証書を保有しているか、または代理人であり、かつ本債券の元本残高の過半数を保有し、もしくは代表する 1 名以上の者（発行者およびそのノミニーを除く。）が出席した場合には、議題の審議のための定足数を構成する。

集会に提出された各議案は、先ず挙手により決定されるものとし、可否同数の場合には、議長が挙手および投票の双方に関して、本債券の所持人として有する議決権（もしあれば）に加えて、決定票を有する。

債権者集会は、本債券に関して、要項中の規定に従うことを条件として、財務代理人契約書添付の「債権者集会に関する規定」第 17 項以前に記載されている規定により付与される権限に加えて、当該「債権者集会に関する規定」により第三者に付与される権限を損なうことなく、特別決議により行使可能な次の権限を有する。

(a)　本債券の所持人または利札の所持人の発行者に対する権利に関して、かかる権利が本債券その他に基づき生じるかどうかにかかわらず、変更、廃止、修正、和解または調整につき、発行者の提案を承認する権限。

(b)　本債券を、発行者もしくは設立済もしくは設立予定のその他の法人の他の債務証書もしくは証券に交換、代替または転換することを承認する権限。

(c)　本債券もしくは利札、要項、財務代理人契約書添付の「債権者集会に関する規定」または財務代理人契約に記載されている条項に関して、発行者が提案する変更に同意する権限。

(d)　本債券に適用される要項に基づく義務の発行者による違反もしくはそのおそれ、または本債券に適用される要項に基づき債務不履行事由を構成することになる作為もしくは不作為に関して、権利を放棄し、または容認する権限。

(e)　財務代理人またはその他の者に対して、特別決議を実行し、その効力を発生させるために必要な一切の書類、行為および事項の協力、作成および実施を授権する権限。

(f)　本債券に適用される要項に基づき特別決議により付与されることが必要な権能、指図または承認を付与する権限。

(g)　本債券に関して、本債券の所持人の権利を代表する受任者として、何人(本債券の所持人であるかどうかを問わない。)かを任命し、またかかる本債券の所持人が特別決議により自ら行使することができる権能または裁量権を、当該受任者に付与する権限。

適法に招集され、開催された本債券に関する債権者集会で可決された特別決議は、当該集会への出席の有無を問わず、すべての本債券の所持人を拘束し、また本債券に関するすべての利札所持人を拘束するものとし、かつこれに応じて、本債券および利札の各所持人は、本債券に関して、かかる決議の効力を承認することを義務づけられるものとする。かかる決議の可決は、当該決議がなされた状況が可決を正当化するものであったことの確定的な証拠であるものとする。

「特別決議」とは、財務代理人契約書添付の「債権者集会に関する規定」の条項に従い適法に招集され、開催された本債券の債権者集会において、行使された議決権の 4 分の 3 以上の多数により可決された決議を意味する。

8【課税上の取扱い】

(1)　スウェーデン王国の租税

（ｉ）　追加額支払

本債券に関する元本および利息の一切の支払は、スウェーデン王国またはスウェーデン王国内の課税当局によりまたはそのために現在または将来賦課される一切の種類の税金その他の課徴金を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りでない。かかる場合、発行者は、かかる源泉徴収または控除の後に本債券または利札の所持人（場合による。）が受領する純額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債券または利札（場合による。）に関して受領するはずであった元本および利息の額と等しくなるように、それぞれ必要な追加額を支払う。ただし、以下の場合においては、支払のために呈示される本債券または利札に関してかかる追加額は支払われない。

（イ）　本債券または利札の所持以外にスウェーデン王国と関連を有することを理由として、本債券または利札に関する税金または課徴金が賦課される本債券または利札の所持人によるまたはそのための場合。

（ロ）　所持人が、非居住者である旨の宣言その他類似の免除請求を関連課税当局に行うことによりかかる源泉徴収または控除を回避することが可能である場合。

（ハ）　関連日後 30 日を超える期間を経過した場合。ただし、所持人がかかる 30 日目の日に支払のために呈示をしていたならば受領する権利を有していた追加額を除く。

（ニ）　かかる源泉徴収または控除が、個人または欧州理事会指令（European Council Directive）2003/48/EC で定義された意味における残余事業体への支払に対して課されたものであり、また 2000 年 11 月 26 日から同年 11 月 27 日に開催された経済相・

蔵相理事会会議の決定を実施する欧州理事会指令 2003/48/EC、その他の指令、またはかかる指令を実施もしくは遵守する法律、またはかかる指令を遵守するために制定される法律に従って、かかる源泉徴収または控除がなされるよう要求される場合。

（ホ） 関連ある本債券または利札を欧州連合加盟国における他の支払代理人に対して呈示することによりかかる源泉徴収または控除が回避されたであろう当該本債券または利札の所持人によるまたはそのための場合。

本書における「関連日」とは、(a) かかる支払に関して支払期日が最初に到来する日、または (b) 財務代理人がかかる支払期日以前に支払われるべき金額の全額を受領しなかった場合は、「10 公告の方法」に従いかかる金額の全額が受領された旨の通知が所持人に対してなされた日、のいずれか遅い方の日を指す。

本債券に関する元本および利息には、本「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」に基づいて支払われる追加額が含まれる。

（ⅱ） 課税管轄

発行者がスウェーデン王国以外の課税管轄に服することとなる場合、本書中のスウェーデン王国には、スウェーデン王国およびかかるその他の管轄が含まれると解される。

(2) 日本国の租税

以下は、2014 年 3 月 14 日現在公布されている日本国の租税に関する法令に基づく、日本国の居住者である個人および内国法人についての本債券に関する課税の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本債券のように、支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ債券については、ある特定の条件下においては、当該債券を保有する法人では、その債券を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本債券にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について新たな解釈をし、その結果本債券に対して投資したものの課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本債券の利息は、一般的に利子所得として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上 20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の源泉税を課される（租税特別措置法第 3 条の 3、地方税法 71 条の 5 および 6)。居住者においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、日本国の居住者が、2016 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき本債券の利息は、原則として、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者である個人が本債券を譲渡した場合の取扱いは明確ではない。債券の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が 100 分の 150 以上である債券（利子を付さない期間があるものを含む。）については、租税特別措置法第 37 条の 16 および租税特別措置法施行令第 25 条の 15 に基づきその譲渡に関する損益は総合課税の対象となる。本債券は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が 100 分の 150 以上になる可能性があるため、その場合には譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となると解される可能性があるといえる。また、内国法人が本債券を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。上記にかかわらず、日本国の居住者が、2016 年 1 月 1 日以後に本債券を譲渡した場合には、その譲渡益は、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の申告分離課税の対象となる。

本債券の償還金額（本債券の償還が対象株式によってなされる場合、償還の日における当該株式の終値に交付される株式数を乗じて計算される金額。その他に対価が現金で支払われる場合にはこれを含む。）が取得価額を超える場合の償還差益の所得税法上の取扱いは明確ではないが、日本国の居住者の場合は、当該償還差益は雑所得として取扱われ、総合課税の対象になると考えられる。内国法人の場合（ただし、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差益の算出方法は日本国の居住者に帰属する場合の算出方法とは異なる可能性がある。）は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本債券の償還が対象株式によってなされる場合で、上記償還金額が取得価額を下回る場合のその差額は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合（ただし、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差損の算出方法は日本国の居住者に帰属する場合の算出方法とは異なる可能性がある。）は、当該差額は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。上記にかかわらず、日本国の居住者が、2016 年 1 月 1 日以後に本債券の償還を受けた場合の償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の申告分離課税の対象となる。

なお、本債券の償還が対象株式によってなされる場合、租税特別措置法（所得税関係）通達 37 の 10－9 の 3 により、償還日における当該株式の終値が当該株式の取得価額となる。

なお、日本国の居住者である個人について 2016 年 1 月 1 日以後に申告分離課税の対象となる、本債券の利息、償還差損益、および譲渡損益は、一定の条件のもとにこれらの所得間ならびに一定の他の有価証券に係る所得・損失との損益通算および繰越控除が認められる。

外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9【準拠法及び管轄裁判所】

(1)　準拠法

本債券、財務代理人契約およびプログラムに基づき発行される債券に関して発行者によって作成された 2013 年 4 月 4 日付約款（その変更または補足を含み、以下「約款」という。）ならびにそれらに起因もしくは関連して生じる契約外の義務は、英国法に準拠する。

(2)　英国の裁判所

英国の裁判所は、本債券に起因もしくは関連して生じる紛争（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有する。

(3)　適切な法廷

発行者は、英国の裁判所が紛争を解決する最も適した都合の良い裁判所であり、したがって、英国の裁判所が不都合または不適切な法廷であると主張しないことに合意する。

(4)　英国外で訴訟手続を行う所持人の権利

上記（2）の規定は、所持人のみのためのものである。したがって、本「9　準拠法および管轄裁判所」に記載されている事項により、所持人が管轄権を有するその他の裁判所で紛争に関連する訴訟手続（以下「訴訟手続」という。）を行うことを妨げられるものではない。所持人は、法律により許容される範囲において、複数の管轄地で同時に訴訟手続を行うことができる。

(5)　送達受領代理人

発行者は、訴訟手続を開始させる書面およびかかる訴訟手続に関連して送達を要するその他の書面が現在はロンドン市　NW1　5RA、オールド・メリルボーン・ロード 259-269（259-269 Old Marylebone Road, London NW1 5RA）（またはその時々の英国における住所）に所在するビジネススウェーデン - スウェーデン貿易投資公団（Business Sweden - The Swedish Trade and Invest Council）のその時々における商務参事官（Trade Commissioner）に交付されることによって発行者に送達されうることに合意する。上記の者の選任の効力が消滅する場合には、発行者は、いずれかの本債券の所持人の書面による請求により英国における発行者の代理人として召喚状の送達を受ける者を英国に所在する者からさらに選任する。かかる選任が 15 日以内に行われないときには上記の本債券の所持人は発行者へ通知することによりかかる者を選任する権限を与えられる。本段落の規定は、法律により認められたその他の方法で訴状を送達する所持人の権利に影響を与えるものではなく、英国およびその他の管轄地における訴訟手続に適用される。

10【公告の方法】

すべての本債券が恒久大券（または恒久大券および仮大券）により表章され、かかる恒久大券（または恒久大券および仮大券）がユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関に預託されている間は、本債券の所持人への通知は関連する通知をユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関に交付することによりなすことができ、この場合、当該通知は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関に交付された日に本債券の所持人になされたものとみなされる。

発行者に対する通知は、発行者に対して、Klarabergsviadukten 61-63, P.O. BOX 194, SE-101 23 Stockholm, Sweden（または本段落に従って通知されたその他の住所および/もしくは宛先）宛に交付され、かつその外側に「Urgent： Attention： Back Office」と明記されていた場合に、有効になされたものとみなされ、かかる交付の時点をもって有効になされたものとみなされる。ただし、当該交付日がストックホルム市において営業が行われる日ではない場合、通知はストックホルム市における直後の営業が行われる日において有効になされたものとみなされる。

11【その他】

(1)　債務不履行事由

以下に掲げる事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、継続している場合、本債券の所持人は、発行者に対する書面による通知を行うことにより（かかる通知は、発行者の受領により効力を生じ、かかる効力発生の日を以下「通知日」という。）、当該本債券が直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、かかる宣言をもって、当該本

債券は支払期日までの経過利息とともに、かかる通知日より前に当該債務不履行事由が治癒されない限り、直ちに期限が到来し、額面金額にて償還される。

（イ） 発行者が本債券のいずれかに関する支払期日が到来したいずれかの支払を 15 日を超えて怠った場合。

（ロ） 発行者がいずれかの本債券に基づく発行者のその他の義務の履行または遵守を怠り、かつ、本債券の所持人が発行者に対し当該懈怠の治癒を要求する書面による通知をなした後 30 日間当該懈怠が継続した場合。

（ハ） いずれかの者が、発行者の借入金債務に関する債務不履行によって発行者の当該借入金債務の期限前の返済を正当に要求する権利を付与され、かつ、実際にそれを要求し、または当該借入金債務のための担保権を正当に実行する権利を付与され、かつ、実際にそれを実行し、または発行者が当該債務の返済をその履行期日もしくはその適用ある猶予期間の終了時において返済することを怠り、または借入金債務に関し発行者により与えられた保証の期限が到来し、かつ、請求を受けたにもかかわらず履行されなかった場合。ただし、本（ハ）記載のいずれかの事由が発生しても、当該債務または当該保証に基づく発行者の責任が 10,000,000 米ドルまたは当該発生事由に係る義務の表示通貨におけるその相当額を超えない場合は、債務不履行事由を構成しない。

（ニ） いずれかの管轄裁判所において、発行者に対し破産または支払不能の手続が提起され、その開始から 60 日間却下または停止されなかった場合、または発行者が清算された場合、または発行者が自己もしくはその資産の重要な一部について管理人、管財人、清算人、受託者、仲裁人の選任を仲裁機関もしくは当局に申請し、もしくはそれらの指名がなされた場合、またはその他の方法により、会社更生、その債務の再調整、解散もしくは清算に関する適用ある管轄地の法律、規則もしくは命令に基づく和解をし、もしくは手続を開始した場合、または期限の到来した自己の債務を支払うことができず、もしくはその支払不能を認めた場合。

本書において、「者」とは、法人格を有するか否かにかかわらず、個人、会社、法人、企業、パートナーシップ、ジョイント・ベンチャー、組合、団体、国家または国家機関その他のいずれかとする。

(2) 本債券の様式

本債券は、当初、無利札の仮大券（以下「仮大券」という。）の様式とする。仮大券は、発行日頃にユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクおよびその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関に預託される。

本債券の仮大券は、発行日から少なくとも 40 日目の日（以下「交換日」という。）以後、非米国人実質所有証明書により、その全部または一部を、利札が付されていない恒久大券の持分に交換することができる。恒久大券の持分への交換が不当に保留または拒否される場合を除き、交換日以後は、仮大券に基づく利息の支払は一切なされない。さらに、本債券に関する利息は、非米国人実質所有証明書なしにその支払を受けることはできない。

発行者は、仮大券の所持人の交換請求から 7 日以内に、

（ⅰ） 財務代理人の指定事務所における仮大券の呈示および（最終交換の場合は）提出、および

（ⅱ） 財務代理人による非米国人実質所有証明書の受領と引換えに、当該所持人に対して（当該所持人に費用を請求することなく）、かかる恒久大券をその条項に従って、直ちに交付することを保証する。

恒久大券の元本金額は、非米国人実質所有証明書において特定された元本金額の総額に等しいものとする。ただし、いかなる場合でも、恒久大券の元本金額は、仮大券の当初の元本金額を超えないものとする。

恒久大券の元利金は、証明書が要求されることなく支払われる。

恒久大券は、(a) ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関が 14 日間継続して休業している場合（ただし、法律で定める休日による場合を除く。）または業務を永久に中止する旨を発表した場合、または (b) 上記「(1) 債務不履行事由」に記載するいずれかの状況が発生した場合は、その全部（一部は不可。）が確定様式の本債券（以下「確定債券」という。）に交換される。

恒久大券が確定債券に交換される場合はいつでも、発行者は、恒久大券の所持人の交換請求から 30 日以内に、財務代理人または財務代理人が指図する者への恒久大券の提出と引換えに、当該所持人に対して（当該所持人に費用を請求することなく）、適式に認証され利札が付されたかかる確定債券を恒久大券の元本金額と等しい元本総額で、直ちに交付することを保証する。

各大券は無記名式であり、大券により表章される本債券については、本債券の要項中の「所持人」は、関連する大券の所持人をいう。かかる大券の所持人とは、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関がかかる大券を保有している限り、当該預託機関または共通預託機関をいう。

ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関の記録に大券の権利を有するとされている各々の者（以下「口座保有者」という。）は、発行者が当該大券の所持人になした各支払の当該口座保有者の取り分および大券に基づいて生じるその他一切の権利に関してはユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関のみを相手とせねばならない。口座保有者が大券に基づいて生じる権利を行使する範囲および方法については、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関のその時々のそれぞれの規則と手続きにより定められる。本債券が大券により表章されている限り、口座保有者は、本債券に基づき期日の到来した支払に関して発行者に対して直接請求する権利は有しておらず、発行者の当該義務は、大券の所持人に支払うことにより、免責される。

(3) 権　　利

本債券および利札に関する権利は交付により移転する。

本債券または利札の所持人は、すべての点において、（本債券が支払期日を経過しているか否か、および本債券の所有権もしくは信託もしくは本債券のその他の権利の知・不知、本債券上の記載、または以前の本債券の喪失もしくは盗難の知・不知にかかわらず）その完全な所有者として扱われ（法律によりその他の取扱いを要求される場合を除く。）、いかなる者も当該所持人をそのように扱ったことについて責任を負わない。

(4) 時　　効

本債券は本債券の支払の関連日（上記「8　課税上の取扱い　(1) スウェーデン王国の租税」に定義される。）後、10 年以内に支払のための呈示がなされなかった場合は無効となる。本債券に付属する利札は利札の支払の関連日後、5 年以内に支払のための呈示がなされなかった場合は無効となる。

(5) その後の発行

発行者は、本債券の所持人の同意なしに、本債券と同じ条項を有するか、または初回の利息の支払額だけが異なる債券を随時発行することができ、かかる債券は、残存する本債券と併せて単一のシリーズを構成することができる。

(6) 切り上げ、切り下げ

本書における計算については、（本書において他に定める場合を除き）(a) かかる計算から生じるすべての百分率につき、（必要であれば）0.00001％未満を四捨五入し、(b) かかる計算

において用いられる、またはかかる計算から生じる円貨額につき、1 円未満を切り上げるものとする。

(7)　本債券および財務代理人契約の修正

本債券の要項を含む本債券は、明白な誤謬を正すため、本債券または利札の所持人の同意を得ずに修正されることがある。更に、財務代理人契約の当事者は、その規定のいずれかを修正することに合意することができる。ただし、発行者は、かかる修正が形式的、些細なもの、もしくは技術的なものであるか、明白な誤謬を正すためになすものであるか、またはかかる当事者の意見において、本債券の所持人の利益に重大な害を及ぼさないものでない限り、本債券の所持人の同意なしにかかる修正に同意しないものとする。

(8)　いかなる者も、本債券の要項のいずれかを実行するための、契約（第三者の権利）法（1999）に基づく権利を有さないものとする。

(9)　計算代理人

（イ）　義務：本債券の条項および関連プライシング・サプルメントによる計算代理人の義務の遂行に際し、計算代理人は、別段の定めがない限り、その単独かつ完全なる裁量により行為する。本債券の条項および／もしくは関連プライシング・サプルメントに基づくまたは本債券の条項および／もしくは関連プライシング・サプルメントによる計算代理人のいかなる義務または裁量権の履行または行使（計算代理人によるその他の者に対する通知の交付を含むが、これに限定されない。）における、計算代理人によるいかなる遅延、繰延、猶予も、かかる義務または裁量権のその後の遂行または行使の有効性または拘束力に影響を与えないものとし、計算代理人および発行者は、かかる遅延、繰延、猶予に関し、またはその結果として生じた責任を負わない。

（ロ）　決定、通知等：関連プライシング・サプルメントに基づきまたは関連プライシング・サプルメントにより、計算代理人による決定、構成、行使が要求または許可されたすべての金額または状態、状況、事由もしくはその他の事態または意見の形成または裁量の行使について、計算代理人により本債券の要項のために付与され、表明され、なされ、または取得されたすべての通知、意見、決定、証明、計算および相場は、（故意による不正行為、悪意または明白な誤りがない場合）最終的であり、発行者、財務代理人、本債券の所持人および本債券に関連するその他の者を拘束し、（上記に従い）計算代理人は、かかる目的のためのその権限、義務および裁量権の行使に関して、本債券の所持人に対して責任を負わない。

(10)　売出債券についてのリスク要因

本債券への投資は、対象株式の価格の動向により直接的に影響を受ける。株式投資にかかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価し得る経験豊富な投資家のみが、本債券の投資に適している。本債券への投資を予定する投資家は、本債券への投資をすることが適当か否か判断する際に、以下のリスク要因を検討すべきである。

<u>元本リスク</u>

①　対象株式による償還のリスク

本債券の満期における償還は、ノックイン事由が発生し、かつ参照価格が行使価格を下回る価格となった場合、原則として、額面金額につき現物決済額の対象株式および（もしあれば）残余現金額の交付によりなされる（上記「3 償還の方法（2）満期における償還」参照）。この場合、対象株式の価値は、投資元本を割り込むこともある。

② 発行者および対象株式発行会社の信用リスク

本債券の利息および償還金額の支払いは発行者の義務となっている。したがって、発行者の財務状況の悪化などにより発行者が本債券の利息または償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがある。また、本債券の償還は対象株式および（もしあれば）残余現金額の交付により行われる場合があるため、対象株式発行会社の信用低下により、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがある。

③ 償還前の価格変動リスク

償還前の本債券の価格は、対象株式の価格および金利の変動、本債券の発行者および対象株式発行会社の経営・財務状況の変化や発行者および対象株式発行会社に関する外部評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがある。

（償還前の価格に影響する要因）

償還前の本債券の価値および売買価格は、様々な要因に影響される。またかかる要因が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性がある。

（ⅰ）対象株式の価格

一般的に、対象株式の価格の下落は本債券の価値に悪影響を及ぼすと予想され、また、対象株式の価格の上昇は、本債券の価値に良い影響を及ぼすと予想される。本債券の満期が近づくにつれ、本債券の価値は対象株式の価格の変動に非常に敏感に影響される可能性がある。

（ⅱ）対象株式の価格の予想変動率

予想変動率水準とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度の基準を表わす。一般的に対象株式の価格の予想変動率の上昇は本債券の価値に悪影響を与え、予想変動率の減少は本債券の価値に良い影響を与える。しかし、かかる影響の度合いは対象株式の価格水準や本債券の償還の日までの期間によって変動する。

（ⅲ）金　　利

一般的に、円金利が上昇すると本債券の価格に悪影響を与える。円金利が低下すると本債券の価値に良い影響を与える。ただし、かかる影響の度合いは、対象株式の価格と本債券の償還の日までの期間により変動する。

（ⅳ）本債券の発行者および対象株式発行会社の格付

本債券の価値は、投資家による発行者および対象株式発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる認識は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。本債券の発行者および対象株式発行会社に付与された格付が下落すると、本債券の価値は減少し、格付が上昇すると価値が増加する可能性がある。

<u>投資利回りリスク</u>

本債券は本債券の償還期限と信用格付の類似する他の普通債券と比較して高い利金が得られる可能性がある。しかし、得られる可能性のある高い利金は、満期における償還が株価の下落により対象株式および（もしあれば）残余現金額にて行われるリスクに対応していることを考慮すべきである。満期における償還が株価の下落により対象株式および（もしあれば）残余現金額にて行われる場合、上記「元本リスク」記載のとおり、当該対象株式の価値は投資元本を割り込むこともあり、その場合、本債券の投資利回りはマイナスになることもある　（すなわち、投資家が損失を被ることもある。）。一方、最終評価日に対象株式の株価がいくら上昇しようとも償還金額

は額面金額を超えることはない。また、市場状況の変化により、将来、本債券よりも有利な条件の類似する債券が同一の発行者から発行される可能性もある。

利率変動リスク

本債券の利率は、利息起算日である2014年4月2日から2014年7月4日までの利息期間については固定利率が適用されるが、2014年7月4日以降に開始する各利息期間については、対象株式の株価の水準により適用される利率が変動する。関連する評価日の評価価格が利率決定価格未満の場合、関連する利払期日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

期限前償還リスク

「3 償還の方法（1）対象株式の株価の水準による期限前償還」の規定に従い、期限前償還を生ぜしめる事由が発生した場合、本債券のすべてはその直後の利払期日すなわち、期限前償還日において額面金額で償還される。この場合、期限前償還された償還金額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は期限前償還されない場合に得られる本債券の利金と同等の利回りが得られない可能性（再投資リスク）がある。

受渡リスク

本債券の償還は、対象株式の現物および（もしあれば）残余現金額の交付により行われる場合があるが、発行者は本債券の償還のため必要となる可能性のある対象株式を現在保有していない。当該対象株式は、発行者と受渡代理人間の受渡代理人契約に基づき発行者に代わり受渡代理人により交付される。受渡代理人は、当該株式につき流動性が欠如する場合には、株式市場より必要な株式を迅速に調達できなくなる可能性があり、本債券の償還に支障が生じることもあり得る。また、市場混乱事由または受渡混乱事由の発生により、その受渡決済ができない場合がありうる。

受渡期日における株価について

本債券はその商品性格上、投資家にとってのリスクおよびリターンを考える上で、本債券の条件設定時に基準価格を基準に設定される「行使価格」の水準が非常に重要になる。受渡期日における対象株式の株価の水準により、本債券の条件設定時と比較して、相対的に有利もしくは不利となる状況が生じ得る。受渡期日における株価が基準価格よりも上昇した場合、本債券の設定条件は条件設定時と比較して有利になると考えられる。一方、受渡期日における株価が下落した場合、本債券の設定条件は条件設定時と比較して不利になると考えられる。したがって、投資家は、対象株式の価格の変動に関するリスクを十分認識する必要がある。

配　　当

本債券には、固定利率の利息が付されており、その償還が対象株式および（もしあれば）残余現金額でなされた場合においても、その交付前に対象株式の配当が支払われることはない。したがって、本債券の投資利回りも、対象株式を保有した場合の投資利回りとは異なる。

不確実な流通市場

本債券の活発な流通市場は確立されていない。発行者および日本国における売出しに関連する売出人は、本書に基づいて販売された本債券につき買取る義務を負うものではない。また、発行者、その関連会社および売出人は、特に必要が認められない限り、本債券の所持人向けに流通市場を創設するため本債券の売買を行う予定もない。従って、本債券は非流動的であるため、本債券の所持人は原則として本債券を償還前に売却することができない。仮に売却できたとしても、その売買価格は、対象株式の株価、発行者および対象株式発行会社の財務状況、通常の市場状況やその他の要因により、投資元本を割り込む可能性が高いと考えられる。

本債券に影響を与える市場活動

計算代理人またはその関連会社および売出人は、通常業務の一環として、自己勘定または顧客勘定で（ただし関係当局による規制に違反しない範囲で）株式現物、先物およびオプションの取引を定期的に行うことができる。計算代理人またはその関連会社および売出人は、一般に、多数の株式現物、先物またはオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャーおよびオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジ活動の中止は、本債券の価格および対象株式の価格に影響を与える可能性があり得る。

税　　金

日本の税務当局は本債券についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。上記「8 課税上の取扱い（2）日本国の租税」の項を参照のこと。本債券に投資しようとする投資家は、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし

第4【法律意見】

発行者の法律顧問であるミリアム・アブデルバリー氏により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

(1)　発行登録追補書類に記載された本債券の売出しは発行者により適法に授権され、スウェーデン王国法上適法である。

(2)　本債券の発行および売出しならびに関東財務局長への発行登録追補書類の提出のため発行者に要求されるスウェーデン王国の政府機関のすべての同意、許可、承認、授権は取得されている。

(3)　発行者またはその代理人による発行登録追補書類の関東財務局長への提出は 2005 年スウェーデン会社法（その後の改正を含む。）および発行者の定款に従い発行者により適法かつ有効に授権されており、スウェーデン王国法上適法である。

(4)　発行登録追補書類（参照書類を含む。）中のスウェーデン王国法に関するすべての記載は、真実かつ正確である。

以上の法律意見はスウェーデン王国法に関してのみ限定して述べられている。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　（自　平成24年1月1日　至　平成24年12月31日）

平成25年6月28日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

当該半期　（自　平成25年1月1日　至　平成25年6月30日）

平成25年9月30日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

(1)　当該会社の名称および住所

パナソニック株式会社　　大阪府門真市大字門真1006番地

(2)　理由

本債券は、前記「第一部　証券情報　第2　売出債券に関する基本事項　2 利息支払の方法」記載の条件に従い、変動利率が評価価格と利率決定価格によって決定され、前記「第一部　証券情報　第2　売出債券に関する基本事項　3 償還の方法（2）満期における償還」記載の条件に従い、ノックイン事由が発生し、かつ参照価格が行使価格を下回っていると計算代理人が決定した場合、発行者による額面金額の金銭による支払に代り、対象株式および（もしあれば）残余現金額の交付をすることにより償還され、また、前記「第一部　証券情報　第2　売出債券に関する基本事項　3 償還の方法　(1)対象株式の株価の水準による期限前償還」記載の条件に従い、いずれかの期限前償還判定日において、評価価格が期限前償還判定価格と等しいかそれを上回る場合、本債券は期限前償還される。したがって、当該会社の企業情報は本債券の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、**本債券の発行者、アレンジャー、売出人、その他の本債券の発行に係る関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。**

(3)　当該会社の普通株式の内容

種　類	発行済株式数 （平成26年2月13日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内　容
普通株式	2,453,053,497株	東京証券取引所 （市場第一部） 名古屋証券取引所 （市場第一部）	一単元株式数は 100株である。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書およびその添付書類

事業年度　第106期（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

平成25年6月27日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

第107期第3四半期　（自　平成25年10月1日　至　平成25年12月31日）

平成26年2月13日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

（ⅰ）イ．の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成 26 年 3 月 14 日）までに、臨時報告書を平成 25 年 6 月 28 日に関東財務局長に提出

（金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき提出するもの）

（ⅱ）イ．の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成 26 年 3 月 14 日）までに、臨時報告書を平成 26 年 2 月 4 日に関東財務局長に提出

（金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 7 号の規定に基づき提出するもの）

ニ．訂正報告書

訂正報告書（上記イ．の有価証券報告書の訂正報告書）を平成 25 年 8 月 6 日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名　　称	所　在　地
パナソニック株式会社本店	（東京都港区東新橋一丁目 5 番 1 号（パナソニック東京汐留ビル））
株式会社東京証券取引所	（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）
株式会社名古屋証券取引所	（名古屋市中区栄三丁目 8 番 20 号）

発行登録書の提出者が金融商品取引法第27条において準用する
同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

Document certifying that the Registrant satisfies the criteria under Article 5, Paragraph 4 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan applied mutatis mutandis under Article 27 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan.

To: The Director General of the Kanto Local Finance Bureau

Filed on: 20th December, 2013

The Name of Registrant:

AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT

The Signature of Representative:

Lars Horneij
Executive Director

Andreas G Johansson
Legal Counsel

(1) The Registrant has submitted the Securities Report continuously for one (1) year.

(2) The aggregate principal amount of the bonds that have been issued or distributed by the Registrant in Japan by filing Securities Registration Statement is 10 billion Yen or more.

AB Svensk Exportkredit
Swedish Export Credit Corporation
Klarabergsviadukten 61-63, P.O. Box 194, SE-101 23 Stockholm, Sweden. Phone +46 8 613 83 00 Fax +46 8 20 38 94 www.sek.se

（訳　　文）

発行登録書の提出者が金融商品取引法第27条において準用する
同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長　殿

2013年12月20日提出

発行登録書の提出者の名称　　スウェーデン輸出信用銀行

代表者の署名　　（署　名）
ラルス・ホルネイジ
エグゼクティブ・ディレクター

（署　名）
アンドレアス・ジー・ヨハンソン
法律顧問

(1)　発行登録書の提出者は、一年間継続して有価証券報告書を提出しております。

(2)　発行登録書の提出者が日本国において有価証券届出書を提出することにより発行し、または交付された債券の券面総額は百億円以上であります。

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

スウェーデン輸出信用銀行（SEK）は、2014年2月19日に、2013年度年次報告書を発表した。以下はその一部を抜粋したものである。なお、本書における財務書類は監査済みである。

別段の記載がない限り、本書における金額は全て連結グループに関するものである。2013年12月31日現在、連結グループとは、SEKならびにその完全所有子会社であるAB SEK SecuritiesおよびVenantius AB（Venantius ABが完全所有するVF Finans ABを含む。）（以下「子会社」という。）をいう。

事業活動

SEKの2013年度におけるスウェーデンの輸出業者およびその顧客に対する新規貸付額は557億クローナ（2012年度：562億クローナ）であった。最終顧客融資は390億クローナ（2012年度：386億クローナ）であり、企業貸付は総額167億クローナ（2012年度：176億クローナ）であった。

これらの比較的高い貸付額には複数の要因がある。第一に、スウェーデンの輸出業者の商品の購入者の多くに、融資を確保する高い需要があること。第二に、SEKが提供する現地通貨の中から購入資金の調達を行う機会が購入者に提供されていることによって、最終顧客融資に対する需要が高まっていること。第三に、我々は企業の運転資金調達ニーズが増加したと考えている。資本市場の動きは依然として活発だが、これは主として最高の信用格付を有し、この市場を利用することができる大手企業に利益をもたらす。

年間を通じて、銀行との協力の下に、多数の比較的複雑な取引が継続した。SEKは、取引のストラクチャリングやドキュメンテーションの役割を担っており、スウェーデンの輸出金融制度に関する深い知識でこれに貢献している。2013年度、SEKの存在感が薄い市場に存在感を示す複数の銀行との協力契約が締結された。これらの契約は、スウェーデンの輸出業者への転貸を目的としている。

新規対顧客融資

（単位：十億クローナ）

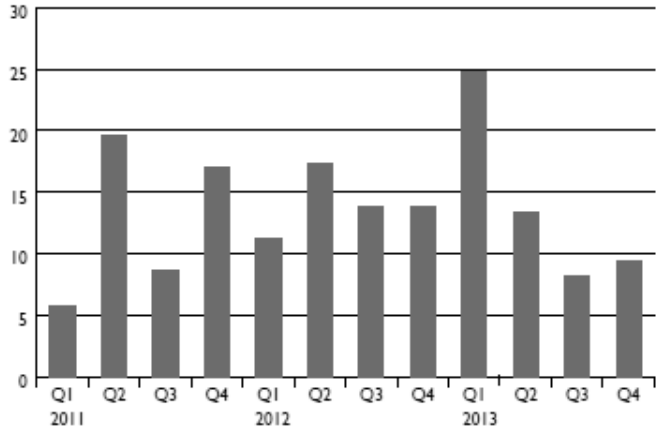

新規対顧客融資

（単位：十億クローナ）	2013年1月-12月	2012年1月-12月
融資先：		
最終顧客融資	39.0	38.6
企業貸付	16.7	17.6
合　　計[1]	**55.7**	**56.2**

[1] うち当期末の未実行残高は121億クローナ（2012年度末：75億クローナ）。

新規対顧客融資（部門別）

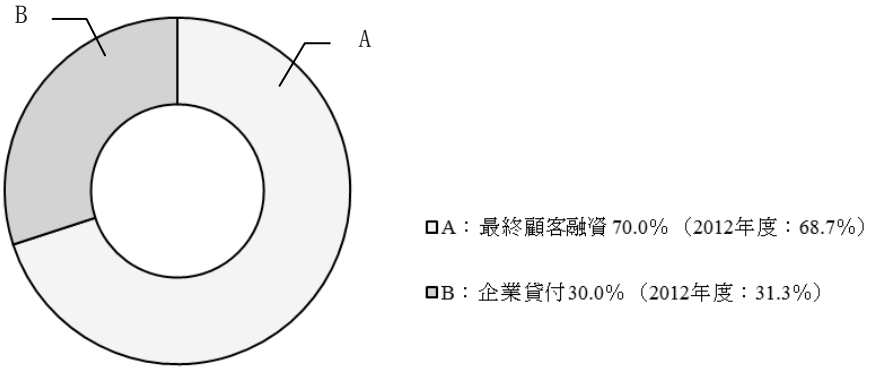

新規借入

長期借入(単位：十億クローナ)

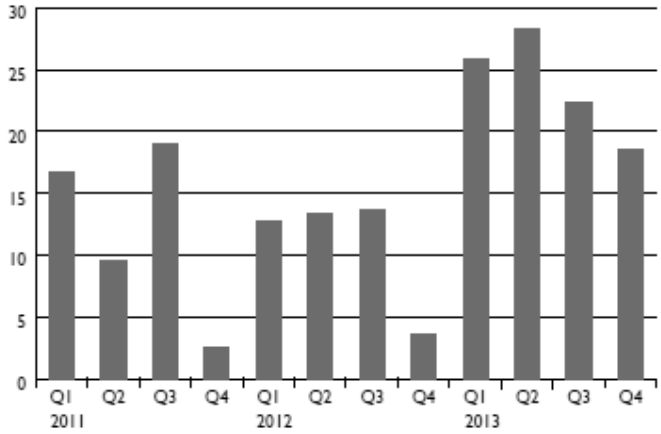

承諾済未実行融資の残高総額は、2012年度末の2,188億クローナに対し、2013年度末は2,220億クローナであった。当年度末の輸出信用に係る融資申出残高は総額655億クローナであり、2012年度末から60億クローナ増加した。

SEKは、2013年度に、前年度と比べて資金調達額を952億クローナ相当（2012年度：432億クローナ）まで大幅に増加させた。これは、一つにはSEKが2013年度に平年の約2倍の債券を繰上償還したことや、新規貸付が多額であったことに起因していた。秋には、350百万米ドルのSEKの過去の劣後債が繰上償還され、これに関連して、新しく250百万米ドルの10年満期の米ドル建てTier-2債券（5年後の繰上償還オプション付き）が発行された。

SEKは11月に、2009年春以来初となる10億ユーロに上る大規模な債券（ベンチマーク）を発行した。仕組債市場は、引き続きSEKにとって戦略上重要である。2013年度においてSEKは、2012年度よりも多くの仕組債を引き受けた。

SEKの包括利益合計に影響を与える要因

SEKの営業利益のほとんど全ては、主に顧客への貸付金から、さらに流動性資金からも得られる純利息収益である。かかる資産の資金調達は、株主資本および国際資本市場で発行される債券による。したがって、SEKの営業利益を決定づける主な要因は、負債調達資産で得られる受取利息と当該負債にかかるコストとのスプレッドまたは比率差、貸付金と流動性資金の残高、および債券と株主資本により資金調達した資産の相対的比率である。

SEKは、固定、変動、または様々なインデックスに連動させた条件で債券を発行する。SEKは、これらの条件を、負債調達資産の条件に適合させるために変動金利に経済的にヘッジする戦略をとっている。SEKは、その営業利益の質、比較的安定した信用格付、および社会的役割により、市場において競争力ある水準で資金調達を行うことができる。

純利息収益の他に、公正価値で計上される一定の資産、負債およびデリバティブの公正価値の変動も、SEKの営業利益に大きく影響している。未実現の公正価値の変動額に影響を与えた主な要因は、自己債務の信用スプレッドおよびベーシス・スプレッドである。自己債務の信用スプレッドは、SEKの投資家が考えるSEKの信用力に関連している。ベーシス・スプレッドは、二通貨の基準金利の差額に左右される通貨金利スワップにおける当該二通貨間の名目金利の差額である。

SEKの市場別新規貸付（2013年度）

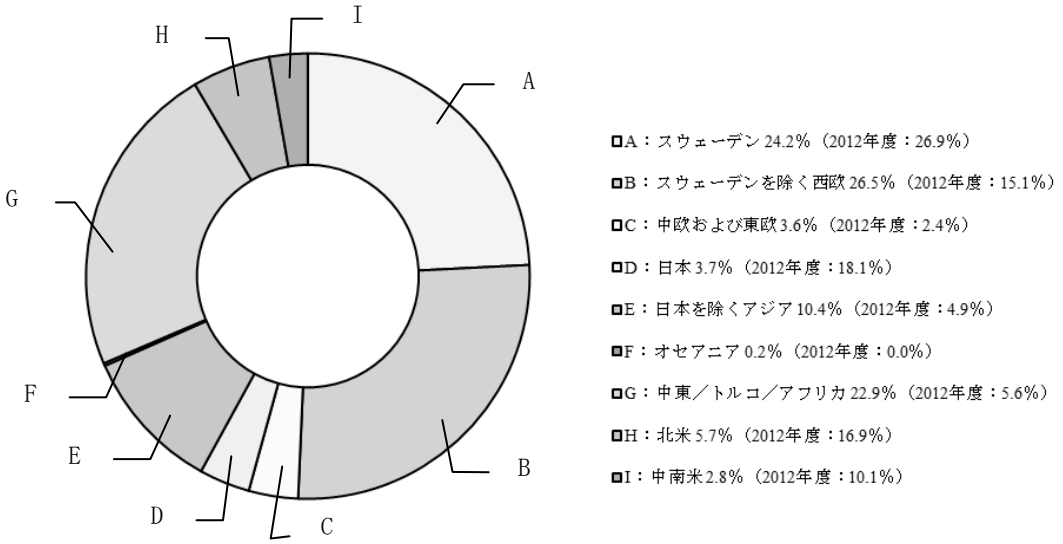

SEKの市場別新規資金調達（2013年度）

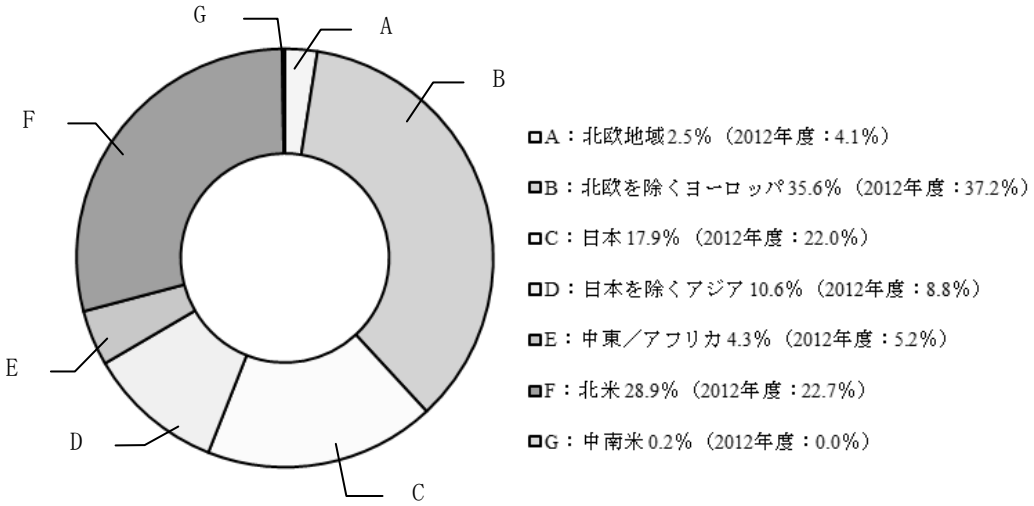

これに加えて、2008年の金融危機発生後の各年には、金融危機を受けて行った一定の売却による利益が実現したほか、純信用損失も増加し、SEKの営業利益にかなりの影響を与えた。

その他の包括利益合計は、主にキャッシュフロー・ヘッジに起因する結果の影響を受ける。

2013年1月－12月

営業利益

営業利益は1,408.1百万クローナ（2012年度：824.4百万クローナ）であり、前年度から70.8％増加した。この増加は、408.4百万クローナ（2012年度：マイナス507.7百万クローナ）に上った金融取引の純業績（純利息収益の減少によって一部相殺された）が主な要因であった。2013年度の金融取引の純業績には、自己の劣後債務の買戻しによる374.8百万クローナの利益が含まれている。

純利息収益

純利息収益は1,554.8百万クローナ（2012年度：1,879.9百万クローナ）であり、前年度から17.3％減少した。この減少は、繰上償還された仕組借入の割合が大きかったことに関連する資金調達コストの増加が主な要因であった。この仕組借入は主にプレーン・バニラの借入に置き換えられ、資金調達コストが増加した。当年度中、流動性ポートフォリオの利ざやは、流動性投資と流動性需要をマッチングさせるSEKの従前の戦略と比較して、より高い比率を短期かつ市場性の高い証券に投資することを求める新たな規制によって、縮小した。結果として生じる純利息収益の減少は、貸付高の増加によるプラスの影響額によって一部相殺された。

負債調達による利付資産の平均利ざやは年率45ベーシス・ポイント（2012年度：57ベーシス・ポイント）であり、前年度から絶対値で12ベーシス・ポイント、相対値で21.1％縮小した。

負債調達による利付資産はわずかに減少し、その平均残高は2,562億クローナ（2012年度：2,570億クローナ）であった。貸付と流動性資金の配分は、前年度から変化した。流動性資金の残高は2012年度と比較して減少したが、貸付残高は増加した。

受取手数料および支払手数料

受取手数料は8.7百万クローナ（2012年度：11.1百万クローナ）であった。支払手数料はマイナス13.8百万クローナ（2012年度：マイナス10.9百万クローナ）であった。受取手数料の減少は、2013年度に助言業務を段階的に廃止したことに起因していた。支払手数料の増加は、主に銀行手数料の増加に起因していた。

金融取引の純業績

2013年度の金融取引の純業績は408.4百万クローナ（2012年度：マイナス507.7百万クローナ）であった。

－金融取引の実現純業績

金融取引の実現純業績は668.9百万クローナ（2012年度：644.0百万クローナ）であり、前年度から3.9％増加した。この増加は主に、SEKによる自己の劣後債務の買戻しおよび関連するヘッジ商品のクロージングによる利益に起因するものであった。この取引による営業利益の純業績は374.8百万クローナであり、このうち571.7百万クローナは実現し、マイナス196.9百万クローナは未実現であった。前年度には、644.0百万クローナの実現利益が認識され、このうち323.5百万クローナは、多額の金利・通貨デリバティブ数件を打ち切った際に実現した。債務の償還に起因する実現損益（劣後債務の買戻しを除く）は、償還時の不利な利ざやにより、前年度の303.2百万クローナから減少して94.3百万クローナであった。

－金融取引の未実現純業績

金融取引の未実現純業績はマイナス260.5百万クローナ（2012年度：マイナス1,151.7百万クローナ）であった。当年度における未実現の公正価値のマイナスの変動は、主に劣後債務の繰上償還（前項に記載）による未実現利益の戻し入れに起因するものであり、これはマイナス196.9百万クローナに上った。前年度における公正価値のマイナスの変動は、主にSEKの自己債務の信用スプレッドの変動に起因していた。前年度の変動は、多額の金利・通貨デリバティブ数件を打ち切ったことによる未実現利益マイナス353.6百万クローナの戻し入れにも起因していた。

その他の営業収益

その他の営業収益は0.0百万クローナ（2012年度：19.9百万クローナ）であった。前年度の業績は、主にSparbanksstiftelsernas Förvaltnings AB（以下「SFAB」という。）との紛争（SEKを支持する形で終結し、控訴不能となった。）の仲裁費用の回収額であった。

管理費

管理費（人件費、その他の管理費および減価償却費を含む。）は合計でマイナス511.3百万クローナ（2012年度：マイナス544.5百万クローナ）であり、6.1％減少した。これは、主にその他の管理費の減少によるものであった。

－人件費

人件費は合計でマイナス290.1百万クローナ（2012年度：マイナス292.2百万クローナ）であり、前年度から0.7％減少した。人件費の減少は、一般従業員インセンティブ報酬制度の計上額（2012年度：マイナス27.5百万クローナ）がなかったことによるものであった。一般従業員インセンティブ報酬制度は、経費を差し引いた純利息収益および純手数料に基づいて決定されており、2ヶ月分の給与を超えないこととされている。リスク加重資産が当年度の予定水準を超える場合、当該支払額は減少する。エグゼクティブ・ディレクターについては当インセンティブ報酬制度に含まれない。インセンティブ報酬制度の影響を除いた人件費は9.6％増加したが、これは主に社長への退職金、給与の調整および外部のコンサルタントに代わる人員の強化によるものであった。

ピーター・インウェは、取締役会の決定により、2014年4月28日のSEKの年次総会をもって社長を退任する。ピーター・インウェは、シニア・エグゼクティブに関する政府のガイドラインに従って、2013年度に支払われた給与の18ヶ月分に相当する8.4百万クローナ（雇用者からの拠出額を含む。）に上る退職金を受け取ることになる。退職金は毎月支払われ、その他の所得があった場合は控除される。カトリン・フランソンが2014年4月1日からSEKの導入としてSEKでの勤務を開始する。2014年4月28日のSEKの年次総会と同時に、彼女が社長に就任する予定である。カトリン・フランソンの雇用条件は、シニア・エグゼクティブに関する政府のガイドラインに準拠する。

－その他の管理費

その他の管理費はマイナス185.4百万クローナ（2012年度：マイナス232.8百万クローナ）であり、前年度から20.4％減少した。その他の管理費の減少は、主にコンサルタントの人数削減および雇用社員への交代を通じて講じた経費削減措置によるものである。

－非金融資産の減価償却費

減価償却費は合計でマイナス35.8百万クローナ（2012年度：マイナス19.5百万クローナ）であり、83.6%増加した。この増加は、主にIT開発プロジェクトに関連した減価償却費の増加によるものであった。

純信用損失

2013年度の純信用損失は、マイナス38.7百万クローナ（2012年度：マイナス23.4百万クローナ）であり、65.4%増加した。2013年度中、ポートフォリオ・ベースの準備金（すなわち、特定の相手方に帰属しない準備金）に関してマイナス10.0百万クローナ（2012年度：マイナス40.0百万クローナ）の追加引当金が計上された。かかる引当金の計上後の当該準備金は、210.0百万クローナ（2012年度：200.0百万クローナ）である。信用損失準備金は、予想損失に起因する。

税金

税金の計上額は、マイナス318.0百万クローナ（2012年度：マイナス115.6百万クローナ）であり、このうちマイナス278.1百万クローナ（2012年度：マイナス216.0百万クローナ）は当期の税金、マイナス39.9百万クローナ（2012年度：102.1百万クローナ）は繰延税金であった。2013年度の実効税率は22.6%（2012年度：14.0%）であり、一方名目税率は22.0%（2012年度：26.3%）であった。2012年度における低い実効税率は、2013年1月1日付で引き下げられた法人税による116.4百万クローナのプラスの影響額によるものであった。

純利益（税引後）

当年度純利益（税引後）は1,090.1百万クローナ（2012年度：708.8百万クローナ）であった。

その他の包括利益

その他の包括利益（税引前）はマイナス342.0百万クローナ（2012年度：180.5百万クローナ）であった。総額のうちマイナス402.8百万クローナ（2012年度：175.7百万クローナ）は営業利益に再分類される項目に起因するものであり、60.8百万クローナ（2012年度：4.8百万クローナ）は営業利益に再分類されない項目に起因するものであった。

営業利益に再分類される項目のうち、3.9百万クローナ（2012年度：7.5百万クローナ）は売却可能証券に関連するものであり、マイナス406.7百万クローナ（2012年度：168.2百万クローナ）はキャッシュフロー・ヘッジに関するその他の包括利益によるものであった。キャッシュフロー・ヘッジに関する変動は、主に金利の変動と、その他の包括利益から営業利益の純利息収益への再分類に起因する。

営業利益に再分類されない項目は、確定給付年金制度の再評価に関連するものであった。プラスの価値変動は、年金債務の計算に使用する割引率の変更によるものであった。割引率は現在、スウェーデンの担保付債券の市場金利に基づいて決定されているが、これはその市場がこの目的に使用するのに十分に深化し、かつ十分に機能すると考えられるためである。かかる変更の前は、割引率はスウェーデンの国債に基づいて決定されていた。

税引後株主資本利益率

税引後株主資本利益率は7.4%（2012年度：5.0%）であった。未実現の公正価値の変動額を除いた税引後利益率は、8.8%（2012年度：9.3%）であった。

財政状態報告書について

資産合計および流動性資金

SEKの2013年12月31日現在の資産合計は3,066億クローナ（2012年度末：3,131億クローナ）であり、2012年度末から2.1%減少した。この減少は、借入を新規貸付と合致させるという戦略的決定によって、流動性の高い金融商品の残高を減少させた結果である。

2013年12月31日現在の貸付残高および承諾済未実行貸付の総額は2,220億クローナ（2012年度末：2,188億クローナ）であり、2012年度末から1.5%増加した。総額のうち2,015億クローナ（2012年度末：1,929億クローナ）は貸付残高であり、4.5%増加した。貸付残高総額のうち、公的輸出金融制度による貸付は432億クローナ（2012年度末：395億クローナ）であり、9.4%増加した。

2013年12月31日現在の融資申出残高は総額655億クローナ（2012年度末：595億クローナ）であり、2012年度末から10.1%増加した。このうち565億クローナ（2012年度末：479億クローナ）は公的輸出金融制度に由来するものであった。融資申出残高のうち、351億クローナは拘束力のある融資申出であり、305億クローナは拘束力のない融資申出である。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約として認識される。

信用リスク

2013年度中、SEKの取引先エクスポージャーの構成に大きな変更はなかったものの、政府および企業へのエクスポージャーの割合は増加し、金融機関および地方自治体へのエクスポージャーの割合は減少した。2013年12月31日現在の取引先エクスポージャー合計のうち、50.8%（2012年度末：49.6%）は政府および政府輸出信用機関、19.6%（2012年度末：22.3%）は金融機関、21.3%（2012年度末：18.3%）は企業、5.8%（2012年度末：6.8%）は地方自治体、2.3%（2012年度末：2.9%）は証券化ポジションに対するものであった。デリバティブの取引先に対するSEKのエクスポージャーは、デリバティブの大半が担保契約に従っているため、SEKの資産において計上されるデリバティブの額と比べて非常に限定されたものとなっている。

その他のエクスポージャーおよびリスク

SEKのヘッジ取引は、ヘッジされたリスクに起因する公正価値の変動を相殺するのに有効であると期待されている。財政状態報告書の特定項目（特にデリバティブや発行済の（非劣後）証券といったお互いに有効にヘッジしあう項目）の評価総額の算出には、最適な評価手法、前提条件および見積に関する複雑な判断が必要である。異なる評価モデルや前提条件が使用されたり、前提条件が変更されたりすれば、評価結果は異なるものとなりうる。SEKの自己債務のスプレッドおよびベーシス・スプレッドの評価に与える影響（大きな影響を与える可能性がある。）を除いても、公正価値のかかる変動は一般的にお互いに相殺しあい、純資産の価値にはほとんど影響を与えない。

SEKは、金利リスク、為替リスクおよびオペレーショナル・リスク等の市場エクスポージャーについては、保守的な方針を維持している。

負債および株主資本

2013年12月31日現在、利用可能な資金および株主資本の総額は、あらゆる満期の貸付残高および承諾済貸付の総額を上回った。2013年度中、SEKは、スウェーデン国債局との間に1,000億クローナの融資枠を有していた。2013年度におけるこの融資枠の報酬は、22.0百万クローナ（2012年度：17.0百万クローナ）であった。SEK

はまだ、かかる融資枠を利用したことがない。2013年12月、スウェーデン議会は、2014年度の融資枠を800億クローナとし、政府輸出信用支援（CIRR）の対象となる貸付専用にすると決定した。スウェーデン議会はまた、SEKが2,500億クローナを上限とする新規借入のために商業ベースの一般取引条件で政府保証を購入することを許可する権限を政府に再び付与した。SEKはまだ、政府保証を購入するというこのオプションを利用したことがない。そのため、SEKは、全てのコミットメント契約に対し満期に至るまで貸付を行いうると考えている。

2013年、SEKは、総額350百万米ドルの残存する永久劣後債務を償還する権利を行使した。かかる債務を繰上償還した理由は、規制の変更により、将来これらがTier-1資本に適格ではなくなり、したがって新たな規制の実施後は、もはや当社の資本構成において有効な機能を果たさなくなるためである。2013年11月、補完的資本になるための要件を満たす、250百万米ドルの10年満期債券（5年後の繰上償還オプション付き）が発行された。これが自己資本比率に与えた影響については直後の項、営業利益に与えた影響については営業利益の項を参照されたい。

自己資本比率

バーゼルⅡの第一の柱に従って計算した2013年12月31日現在のSEKの自己資本比率は、21.8%（2012年度末：23.0%）であり、このうちTier-1資本に関するものは19.5%（2012年度末：23.0%）であった。自己資本比率の減少は、上記の通り、永久劣後債務の繰上償還と、それに続くTier-2債券の発行が主な要因であった。コアTier-1自己資本比率は19.5%（2012年度末：19.8%）であった。

2014年1月1日付で、自己資本比率規制にいくらかの変更が実施された。SEKでは、かかる変更を受けて、金融機関に対するエクスポージャーおよびデリバティブの取引先の信用力算出方法の潜在的変動に関する所要自己資本が引き上げられる。また、資本基盤の計算規則が変更されており、これは資本基盤に劣後債務を含めることに関して制限が厳しくなることを意味している。さらに、とりわけ貸借対照表における特定の資産および負債の評価に関する不透明感に関連して、資本基盤から一定の控除を行うより具体的な要件が確立されようとしている。これらの変更により、コアTier-1自己資本比率が約3パーセント・ポイント低下すると推定される。

公的輸出金融制度に基づいた業績

SEKは、報酬を受けてスウェーデン政府輸出信用支援制度およびスウェーデン政府関連援助融資プログラム（以下総称して「公的輸出金融制度」という。）を運営している。公的輸出金融制度から、SEKに105.3百万クローナ（2012年度：89.4百万クローナ）に上る純報酬が支払われた。これは、公的輸出金融制度の貸付を行うことと、それに関連するSEKの財政状態報告書における信用リスクに対するSEKへの補償である。当該補償は、SEKの純利息収益に含まれる。公的輸出金融制度における2013年度の業績は208.9百万クローナ（2012年度：83.0百万クローナ）であり、このうち公的輸出金融制度の貸付種類の一つであるCIRR貸付に関する業績は254.4百万クローナ（2012年度：128.4百万クローナ）であった。公的輸出金融制度におけるもう一種類の貸付である譲許的貸付に関する業績は、マイナス45.5百万クローナ（2012年度：マイナス45.4百万クローナ）であった。公的輸出金融制度における両方の貸付種類の純赤字部分はスウェーデン政府により全額が補填され、純黒字部分はスウェーデン政府に支払われる。公的輸出金融制度の収益には、95.4百万クローナ（2012年度：0.7百万クローナ）の金利の相違による補償が含まれ、これは貸付金の繰上償還に対する補償を表している。

CIRR融資は、個々の国がそれぞれの国の輸出を助成しないことを目的とするOECD内の取決めに基づいて提供される。輸出業者は、融資期間中の金利を固定する機会が与えられる。CIRR融資は、SEK、スウェーデン輸出信

用債権庁（EKN）および商業銀行の共同で提供される。

公的輸出金融制度におけるCIRRに基づいた輸出金融の1990年度から2013年度の期間の黒字総額は約27億クローナであり、貸付残高の年度末平均は、125億クローナである。

過去5年間の黒字額は514.0百万クローナであり、貸付残高の平均は303億クローナである。

投資

SEKは、規制上の要件を満たすため、また、事業を発展させ、自社のビジネス・プロセスおよびサポート・プロセスのための適切かつ効率的なITサポートを確保するため、継続的に新しいITシステムの開発に投資している。2013年度のプロジェクトには、OTC契約の中央清算および全デリバティブ契約の報告義務に関する将来の要件を満たすための取組みが含まれる。また、新たな貸付制度の導入が完了した。2013年度におけるITシステムへの投資の出資額は、27.5百万クローナ（2012年度：34.7百万クローナ）であった。

財務目標と2013年度の結果

財務目標およびその他の目標は、将来の結果予測とみなされるべきではない。

*収益目標：税引後株主資本利益率を長期的に無リスク金利プラス5パーセント・ポイントの水準とする。無リスク金利は、過去10年間における10年物国債の平均金利として計算する。*2013年度の目標値は8.3%、結果は7.4%であった。

*資本構成：目標は、コアTier-1自己資本比率が16%に達し、少なくとも12%を超えることである。*2013年度末のコアTier-1自己資本比率は19.5%であった。

*配当方針：普通配当は、年間純利益（税引後）の30%とする。各配当提案について、当該方針は、資本構成の目標値、当社の将来の所要自己資本および可能な投資・買収計画を考慮する。*年次総会に提案された配当額は、年間純利益（税引後）の30%に相当する327.0百万クローナである。

その他の目標と2013年度の結果

財務目標に加えて、SEKには、顧客利益を高めるための目標や、組織効率と財務成績を確保するための目標などの一般事業目標がある。2013年度において、顧客利益を示す指標は、新規顧客数、顧客対応数、新規貸付額および顧客満足度指数であった。組織効率の指標は、費用制限および従業員満足度指数であった。年次総会で決定される財務目標に加えて、リスク調整後収益および未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益が、財務成績の指標であった。

新規顧客数は目標値を下回ったが、顧客対応数は目標値を上回った。新規貸付額は目標値をわずかに下回った。顧客調査は1年おきに実施されており、直近では2012年に行われた。その時の顧客満足度指数は目標値を上回っていた。コンサルタントの使用削減および雇用社員への交代による経費削減措置を講じたため、経費は費用制限内であった。従業員満足度指数は目標値をわずかに下回った。2013年度のリスク調整後収益および未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益の目標値は、達成されていない。これらの一般事業目標に加えて、SEKには、持続可能性目標ならびにとりわけリスク選好、ブランド認知度、従業員の意欲および内部統制に関する目標がある。SEKには、持続可能性の取組みに関する目標および戦略もある。

2014年度の財務目標およびその他の目標

2014年度の財務目標およびその他の目標を設定するにあたり、2013年度から大きな変更はなかった。

コーポレート・ガバナンス

SEKは、スウェーデン・コーポレート・ガバナンス法（Swedish Corporate Governance Code）、スウェーデン政府の国有企業に対するガイドラインおよび所有政策、株主の指示、信用機関および証券会社の年次会計に関する法律、会社法、さらに銀行・金融事業法を遵守している。取締役会は、コーポレート・ガバナンス報告書を発表した。当該報告書では、取締役会は特に財務報告における内部統制についてコメントしている。SEKは、米国の規則に定められている外国登録発行者（FPI）であり、サーベンス・オクスリー法（SOX）の影響を受ける。これは、上級経営陣が毎年SOXの枠組みの中で内部統制の効率性について評価し、意見を表明しなければならないことを意味している。

親会社は、当年度中、証券業務を行うための許可をスウェーデン金融監督庁に申請した。この申請の目的は、完全所有子会社であるSEK Securitiesで現在行われている業務を、代わりに親会社で行うためである。

SEKに影響を与えている審議中の新たな規制は、所要自己資本の規制、会計原則およびデリバティブの管理・報告に関する規則を含む。かかる三つの分野において要件を満たすために、当年度中、膨大な作業が行われた。

報酬方針

SEKは、ポートフォリオ一任管理を認可されている金融機関、投資会社およびファンド・マネジメント会社の報酬構造に関するスウェーデン金融監督庁の規則（FFFS 2011年第1号）の規制下にある。これらの規則に従った報告は、当社のウェブサイト（www.sek.se）で開示されている。SEKの報酬方針は、効果的なリスク･マネジメントを促進しており、過度のリスク負担を助長することはない。SEKはまた、国有企業におけるシニア・エグゼクティブを対象とした報酬の条件に関するスウェーデン政府のガイドラインにも従っている。

人事および組織

2013年度の平均従業員数は243名（2012年度：231名）であり、このうち112名（2012年度：109名）が女性、131名（2012年度：122名）が男性であった。当年度末現在の総従業員数は、249名（2012年度末：235名）であった。当年度末現在における従業員の平均年齢は、43歳（2012年度末：42歳）であった。

当年度末現在、当社の上級経営陣は、7名（2012年度末：7名）のメンバーで構成されており、このうち3名（2012年度末：3名）が女性、4名（2012年度末：4名）が男性であった。当年度末現在におけるその他の管理職に属する従業員数は、44名（2012年度末：43名）であり、このうち20名（2012年度末：17名）が女性、24名（2012年度末：26名）が男性であった。当年度中、SEKの取締役会は、カトリン・フランソンを新しい社長に任命した。彼女は現在、グループ商品担当部長であり、スウェードバンクのグループ執行委員会の一人である。カトリン・フランソンは、2014年4月28日のSEKの年次総会において社長に就任予定だが、SEKの導入として4月1日から勤務を開始する予定である。ピーター・インウェは、既報の通り、2014年4月の年次総会までは社長職にとどまる。

SEKの取組みは、SEKの職場環境に関する指針、機会均等計画およびSEKの従業員に健全で活発な職場環境を提供するその他のガイドラインを含む様々な方針およびガイドラインによって支えられている。

組織図

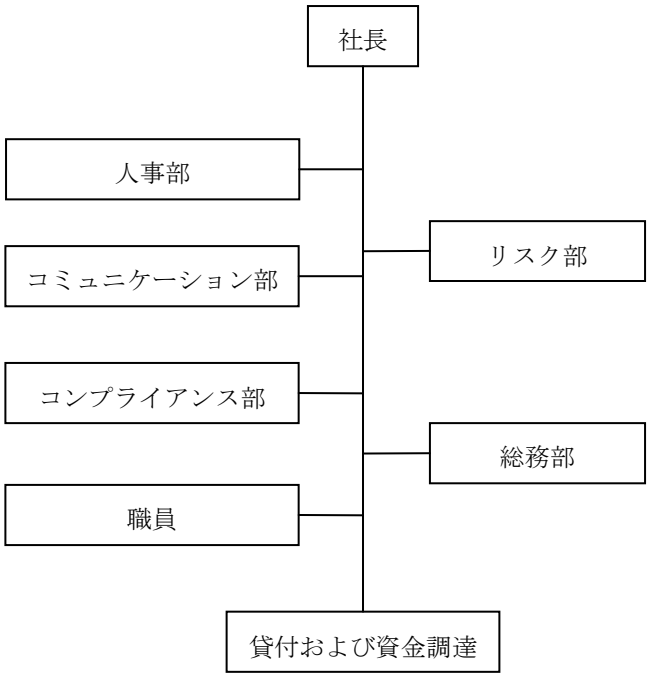

リスク要因

SEKの将来の発展は、多くの要因に基づいており、その要因の中には、予測が困難で、当社の管理を超えているものもある。これらの要因には、下記が含まれる。

・一般的な経済・ビジネス情勢の変動

・為替レート、金利ならびにSEKの資産および負債の価値に影響を及ぼすその他の市場要因の変動

・単一または複数の金融市場における競争状況の変動

・政府の政策および規則の変更ならびに政治および社会情勢の変動

本書の日付現在、SEKは、上記のいずれの要因についても当社の将来にマイナスの影響を及ぼす可能性はないと考えている。

連結グループの業績測定

SEKは、一定の金融商品の公正価値の変動を含む営業利益（IFRSに従って計算される。）を開示するとともに、未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益を開示している。未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益は、一定の金融商品の公正価値の変動を除外したものである。

一定の金融商品の公正価値の変動を除いた営業利益は、営業利益の補足的な測定基準である。IFRSに従って計算される営業利益は、SEKが満期まで保有する意思と能力がある場合でも、一定の金融商品を公正価値で評価する。未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益には、これらの時価評価の効果は反映されていない。2012年度の未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益には、2012年度末／2013年度から実施された大口エクスポージャーに関する新たな規制の枠組みに備えて、ヘッジ関係において多額の金利・通貨デリバティブ数件を打ち切った際に実現された、323.5百万クローナの利益は含まれていない。これらのデリバティブは市場実勢で新たなデリバティブに置き換えられた。

下記の表は、このIFRSに基づく営業利益の業績測定および公正価値の変動額を除いた営業利益との調整を示している。

業績測定

（単位：百万クローナ）	2013年 1月-12月	2012年 1月-12月
営業利益	1,408.1	824.4
規制の変更に伴いヘッジ関係において打ち切った金利・通貨デリバティブ	-	-323.5
未実現の公正価値の変動額	260.5	1,151.7
未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益	**1,668.6**	**1,652.6**

業績測定および株主資本利益率の定義については、下記「主要な指標」を参照されたい。

持続可能性

当年度中、SEKは自社の与信手続における持続可能性リスクを統合し、明確にする取組みを行った。下記の表は、この分野における2013年度の優先事項および達成事項を示している。

2013年度の優先事項	2013年度の達成事項
腐敗行為防止策、その他の金融犯罪および事業倫理に関する社内教育	SEK従業員に対する研修が実施された。
SEKの腐敗行為防止プログラムの実施	SEKの腐敗行為防止プログラムは実施され、トランスペアレンシー・インターナショナルによって評価された。
SEKの事業倫理ならびに社会的責任および環境責任に関する方針のアップデート	新しい持続可能な事業方針が取締役会によって承認された。
SEKが貸付の社会的リスクおよび環境リスクを評価する手法の品質保証	達成されていない。この取組みは2014年度も継続予定である。
スウェーデンのクリーンテクノロジーのための金融ソリューションの評価	クリーンテクノロジーによる中国への輸出およびスウェーデン／中国のクリーンテクノロジー・プロジェクトへの投資のための金融ソリューションが開発された。
SEKの業務の環境保証	環境保証プログラムが選定され、2014年度に導入予定である。
多様性アクションプラン	多様性アクションプランが作成された。

取締役会は、また、新しい行動規範を承認し、外部通報システムを購入した。このシステムは2014年度に導入予定である。持続可能性リスクの識別を円滑にするための新しい持続可能性リスク図が作成され、与信業務において導入された。

2014年度の優先事項

持続可能性の分野において、2014年度の優先事項は以下の通りである。

・SEKグリーンボンド

・持続可能な事業のための部門別ガイドラインの開発

・SEKの業務の環境保証

・SEKの流動性資金の持続可能性の基準

持続可能性目標と2013年度の結果

SEKの取締役会は、2013年度から2015年度の期間における持続可能性目標を、それぞれの焦点領域の中で決定した。SEKには、自社が環境に与える影響の削減目標もある（下記「環境目標」参照）。

焦点領域	目標指標	目標値	2013年度の結果
持続可能な融資	SEKが貸付について持続可能性の要件[1]を設定していると考える顧客の割合	100%	76%
事業倫理	SEKの腐敗行為防止ガイドライン[2]を遵守することに取り組んだ顧客および取引先の割合	100%	5%
平等性および多様性	管理職における女性/男性の割合	40-60%	44/56
	外国/スウェーデン出身の従業員の割合	>25%	29/71

[1] 事業倫理、腐敗行為防止、環境、労働条件および人権の国際基準に関連する。

[2] OECDの条約等の文書に基づくガイドラインおよび腐敗行為防止策のガイドライン、また、スウェーデンの贈賄防止法およびスウェーデンの事業行動規範に関連する。SEKは、対応する要件について自社のガイドラインも承認している。

目標の達成度

持続可能な融資の目標値は、当年度中に80%から100%に向上し、2016年度向けに設定された。80%を越えるという従前の目標値は、遅くとも2015年度までに達成されるはずである。その他の目標値は全て2015年度向けに設定されている。持続可能な融資の目標値は、2012年度の顧客調査を受けて設定された。次の調査は2014年度に行われる予定である。2012年度の調査では、SEKの顧客の76%が、「SEKの融資判断は持続可能性の問題を考慮していると考えている」ことが明らかになった。

SEKの行動規範は、2013年度後半に取引先への発表が始まった。

SEKの平等性および多様性の目標値は達成された。

環境目標

我々は、500キロ未満の旅行における二酸化炭素の排出量を2015年までに10%削減するという目標を設定した。2013年度の削減率は49%であり、これは出張が全体的に減少したことが主な要因である。我々は、2014年度に事業運営の環境保証をもらうことも目標としており、これを達成するための取組みの一環として、自社が環境に与える影響を削減できる新しい分野を特定しようとしている。

後発事象

本報告期間末以後、本報告書の情報に重大な影響を与える事象は発生していない。

主要な指標

(%を除き、単位：百万クローナ)	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
財務ハイライト					
業績					
純利息収益	1,554.8	1,879.9	1,870.8	1,898.5	1,994.3
営業利益	1,408.1	824.4	1,889.1	3,939.7	2,368.6
当年度純利益(税引後)	1,090.1	708.8	1,399.5	2,891.7	1,727.3
税引後株主資本利益率[1]	7.4%	5.0%	10.5%	22.2%	14.5%
未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益[2]	1,668.6	1,652.6	1,847.6	4,114.7	1,599.3
未実現の公正価値の変動額を除いた税引後株主資本利益率[3]	8.8%	9.3%	10.3%	23.2%	9.7%
1株当たり利益(希薄化考慮後)(単位：クローナ)[4]	273.2	177.6	350.8	724.7	432.9
配当金[5]	327.0	212.6	420.0	2,191.0	518.0
対顧客融資					
新規対顧客金融取引[6]	55,701	56,235	51,249	48,749	122,476
うち企業貸付	16,685	17,577	20,549	24,388	67,744
うち最終顧客融資	39,016	38,658	30,700	24,361	54,732
貸付残高および未実行貸付[7]	221,958	218,822	220,672	217,862	232,164
融資申出残高[8]	65,549	59,525	64,294	86,623	84,506
うち拘束力のある融資申出	35,083	33,841	該当なし	該当なし	該当なし
うち拘束力のない融資申出	30,466	25,684	該当なし	該当なし	該当なし
借入					
新規長期借入[9]	95,169	43,231	47,685	76,644	111,831
非劣後債務残高	269,216	272,637	273,245	300,671	324,795
劣後債務残高	1,607	3,013	3,175	2,590	3,143
財政状態報告書					
資産合計	306,554	313,136	319,702	339,688	371,588
負債合計	291,564	298,756	305,734	327,118	358,133
株主資本合計	14,990	14,380	13,968	12,570	13,455
資本					
コアTier-1自己資本比率(バーゼルⅡ)[10]	19.5%	19.8%	18.9%	18.7%	14.3%
Tier-1自己資本比率(バーゼルⅡ)[11]	19.5%	23.0%	22.5%	22.4%	17.9%
自己資本比率(バーゼルⅡ)[12]	21.8%	23.0%	22.5%	22.4%	18.7%
環境ハイライト					
二酸化炭素総排出量(単位：トン)[13]	658	1,052	1,308	921	979
カーボン・オフセット後の二酸化炭素の実態	0	0	9	-15	0
社会的ハイライト					
管理職における女性/男性の割合	44/56	39/61	38/62	39/61	36/64
外国/スウェーデン出身の従業員の割合[14]	29/71	28/72	30/70	該当なし	該当なし

1　純利益（税引後）が当年度の平均株主資本に占める割合（%）（年間）。

2　一定の金融商品における未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益（上記「業績測定」参照）。2012年度の業績には、2013年の年明けから実施された大口エクスポージャーに関する新たな規制の枠組みに備えて多額の金利・通貨デリバティブ数件を打ち切った際に実現された、323.5百万クローナの利益は含まれていない。これらのデリバティブは市場実勢で新たなデリバティブに置き換えられた。

3　未実現の公正価値の変動額を除いた純利益（税引後）が当年度の平均株主資本に占める割合（%）（年間）。

4　各期間における平均株式数は3,990,000株である。

5　年次総会で提案された配当金。2010年度の配当金額には、2010年12月に支払われた特別配当金1,890.0百万クローナが含まれる。

6　新規対顧客融資は、満期にかかわらず、新規承諾済貸付をいう。

7　貸付額は、利付証券の発行という形式をとった全ての貸付および従来の契約書によって行われる貸付を含む。かかる測定額は、経営陣がSEKの実際の貸付額と考えるものを反映している。かかる金額はSEKの貸付高を測定する上で有用であるとSEKは考えている。したがって、本書中の貸付高に関する説明は、この定義に基づく金額に関連するものである。

8　2012年度中、SEKは融資申出を提供する手法を変更した。変更された手法では、拘束力のある融資申出または拘束力のない融資申出が提供される。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約に含まれる。

9　満期が1年超の新規借入。

10 SEKの定義によると、コアTier-1資本は、追加Tier-1資本を除くTier-1資本で構成される。この計算は、最低所要自己資本に関する適用ある移行規則を除く。

11 バーゼルⅡの第一の柱に基づくリスク加重資産に占める割合（%）で示されるTier-1自己資本比率。この計算は、最低所要自己資本に関する適用ある移行規則を除く。

12 バーゼルⅡの第一の柱に基づくリスク加重資産に占める割合（%）で示される自己資本比率。この計算は、最低所要自己資本に関する適用ある移行規則を除く。

13 出張旅行、オフィスにおけるエネルギー消費、サプライ品の消費および運送による二酸化炭素（トン）。2010年度には、SEKは自社による二酸化炭素総排出量を相殺した上で余りがあった。

14 外国出身または両親のうち少なくとも一人が外国で生まれたという従業員の割合（%）。

上記の表における情報は連結グループに係る情報である。連結グループと親会社との間の差異については、親会社の損益計算書および親会社の貸借対照表を参照されたい。

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2013年	2012年
受取利息	4,157.6	5,406.9
支払利息	-2,602.8	-3,527.0
純利息収益	**1,554.8**	**1,879.9**
受取手数料	8.7	11.1
支払手数料	-13.8	-10.9
金融取引の純業績	408.4	-507.7
その他の営業収益	0.0	19.9
営業収益	**1,958.1**	**1,392.3**
人件費	-290.1	-292.2
その他の管理費	-185.4	-232.8
非金融資産の減価償却費	-35.8	-19.5
純信用損失	-38.7	-23.4
営業利益	**1,408.1**	**824.4**
税金	-318.0	-115.6
当年度純利益(税引後)[1]	**1,090.1**	**708.8**
その他の包括利益		
損益に再分類される項目		
売却可能証券[2]	3.9	7.5
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券[2]	-406.7	168.2
損益に再分類される項目への課税	88.6	-20.4
損益に再分類される項目(純額)	**-314.2**	**155.3**
損益に再分類されない項目		
確定給付制度の再評価	60.8	4.8
損益に再分類されない項目への課税	-13.4	-1.1
損益に再分類されない項目(純額)	**47.4**	**3.7**
その他の包括利益合計	**-266.8**	**159.0**
包括利益合計[1]	**823.3**	**867.8**

(単位：クローナ)	2013年	2012年
1株当たり利益(希薄化考慮後)[3]	273.2	177.6

[1] 全利益は、親会社の株主に帰属する。

[2] 連結株主資本変動計算書を参照されたい。

[3] 2013年度の平均株式数は3,990,000株（2012年度末：3,990,000株）である。

連結財政状態報告書

(単位：百万クローナ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	8,337.3	2,338.2
財務省証券/国債	4,594.8	5,111.5
その他の利付証券(貸付を除く。)	64,151.1	77,693.3
利付証券の発行という形式をとった貸付	60,957.7	57,889.8
金融機関への貸付	24,819.1	22,083.6
一般への貸付	125,552.9	115,478.2
デリバティブ	14,227.9	25,711.2
有形固定資産・無形資産	150.2	150.3
その他の資産	1,039.3	4,024.5
前払費用および未収収益	2,723.6	2,655.0
資産合計	**306,553.9**	**313,135.6**
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	8,256.1	14,490.3
一般からの借入	59.3	56.9
発行済非劣後証券	260,900.4	258,090.1
デリバティブ	16,788.0	16,421.0
その他の負債	785.5	3,462.3
未払費用および前受収益	2,432.8	2,407.6
繰延税金負債	682.8	718.9
引当金	51.8	96.2
発行済劣後証券	1,606.9	3,012.7
負債合計	**291,563.6**	**298,756.0**
株式資本	3,990.0	3,990.0
準備金	135.7	449.9
利益剰余金	10,864.6	9,939.7
株主資本合計	**14,990.3**	**14,379.6**
負債および株主資本合計	**306,553.9**	**313,135.6**
約定担保等		
デリバティブ担保契約に基づく現金担保	6,945.8	2,544.4
貸付の対象となっている利付証券	160.0	39.8
偶発資産および偶発債務	1.0	1.1
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付	20,480.2	25,915.1
拘束力のある融資申出	35,083.0	33,841.2

連結株主資本変動計算書

(単位：百万クローナ)	株主資本	株式資本	準 備 金		利益剰余金
			ヘッジ準備金	*公正価値準備金*	
株主資本期首残高(2012年1月1日現在)	13,968.1	3,990.0	319.4	-24.8	9,683.5
改訂IAS第19号の適用による影響	-36.3				-36.3
改訂IAS第19号の適用による影響後の調整済					
株主資本期首残高(2012年度)	13,931.8	3,990.0	319.4	-24.8	9,647.2
当年度純利益	708.8				708.8
その他の包括利益：					
損益に再分類される項目					
売却可能証券	7.5			7.5	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	358.2		358.2		
再分類済損益	-190.0		-190.0		
損益に再分類される項目への課税	-20.4		-18.4	-2.0	
損益に再分類されない項目					
確定給付制度の再評価	4.8				4.8
損益に再分類されない項目への課税	-1.1				-1.1
その他の包括利益合計	159.0		149.8	5.5	3.7
包括利益合計	867.8		149.8	5.5	712.5
配当金	-420.0				-420.0
株主資本期末残高(2012年度)[1]	**14,379.6**	**3,990.0**	**469.2**	**-19.3**	**9,939.7**
株主資本期首残高(2013年度)	14,379.6	3,990.0	469.2	-19.3	9,939.7
当年度純利益	1,090.1				1,090.1
その他の包括利益：					
損益に再分類される項目					
売却可能証券	3.9			3.9	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	-127.4		-127.4		
再分類済損益	-279.3		-279.3		
損益に再分類される項目への課税	88.6		89.5	-0.9	
損益に再分類されない項目					
確定給付制度の再評価	60.8				60.8
損益に再分類されない項目への課税	-13.4				-13.4
その他の包括利益合計	-266.8		-317.2	3.0	47.4
包括利益合計	823.3		-317.2	3.0	1,137.5
配当金	-212.6				-212.6
株主資本期末残高(2013年度)[1]	**14,990.3**	**3,990.0**	**152.0**	**-16.3**	**10,864.6**

[1] 全株主資本は、親会社の株主に帰属する。

連結グループのキャッシュフロー計算書

(単位：百万クローナ)	2013年	2012年
営業活動		
営業利益[1]	1,408.1	824.4
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額：		
信用損失準備金(純額)	46.5	34.2
減価償却費	35.8	19.5
為替差額	-12.0	-3.8
未実現の公正価値の変動額	260.5	1,151.7
その他	-57.7	116.9
法人税支払額	-270.6	-285.7
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額合計	**2.5**	**1,032.8**
貸出実行額	-60,237.4	-50,370.8
貸出返済額	41,693.2	48,843.3
保有債券および証券の純減	12,446.9	-9,469.4
貸出に関連するデリバティブ	148.1	36.7
その他の変動(純額)	631.7	-453.6
営業活動からのキャッシュフロー	**-3,906.9**	**-9,556.6**
投資活動		
資本的支出	-35.3	-41.7
投資活動からのキャッシュフロー	**-35.3**	**-41.7**
財務活動		
短期非劣後債務手取額	12,837.5	11,842.7
長期債務手取額	98,238.1	43,156.5
債務返済額	-59,829.6	-27,141.6
買戻長期債務および繰上償還長期債務	-44,841.8	-22,694.4
債務に関連するデリバティブ	3,768.0	3,440.9
支払配当	-212.6	-420.0
財務活動からのキャッシュフロー	**9,959.6**	**8,184.1**
当年度のキャッシュフロー(純額)	**6,017.4**	**-1,414.2**
現金および現金等価物の為替差額	-18.3	2.8
期首現金および現金等価物残高	2,338.2	3,749.6
期末現金および現金等価物残高[2]	**8,337.3**	**2,338.2**

キャッシュフロー計算書に対するコメント：

1　受領済受取利息および支払済支払利息

（単位：百万クローナ）	2013年	2012年
受領済受取利息	4,088.6	6,492.2
支払済支払利息	2,527.4	4,477.3

2　現金および現金等価物

（単位：百万クローナ）	2013年	2012年
銀行預金	418.2	148.2
現金等価物	7,919.1	2,190.0
現金および現金等価物合計	**8,337.3**	**2,338.2**

この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。

親会社の損益計算書

（単位：百万クローナ）	2013年	2012年
受取利息	4,147.8	5,395.2
支払利息	-2,603.7	-3,527.8
純利息収益	**1,544.1**	**1,867.4**
子会社配当金	3.9	9.7
受取手数料	2.6	5.6
支払手数料	-11.2	-10.7
金融取引の純業績	408.3	-507.7
その他の営業収益	0.0	19.9
営業収益	**1,947.7**	**1,384.2**
人件費	-289.5	-294.5
その他の管理費	-183.7	-230.6
非金融資産の減価償却費	-35.8	-19.5
信用損失準備金	-48.7	-28.7
子会社株式の減損の戻し入れ	3.5	-
営業利益	**1,393.5**	**810.9**
非課税準備金の変更分	-173.0	-53.0
税金	-275.2	-209.9
純利益（税引後）	**945.3**	**548.0**

親会社の包括利益計算書

（単位：百万クローナ）	2013 年	2012 年
当年度純利益（税引後）	**945.3**	**548.0**
その他の包括利益		
損益に再分類される項目		
売却可能証券[1]	3.9	7.5
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券[1]	-406.7	168.2
損益に再分類される項目への課税	88.6	-20.4
損益に再分類される項目（純額）	**-314.2**	**155.3**
その他の包括利益合計	**-314.2**	**155.3**
包括利益合計	**631.1**	**703.3**

[1] 親会社の株主資本変動計算書を参照されたい。

親会社の貸借対照表

（単位：百万クローナ）	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	8,318.5	2,313.1
財務省証券/国債	4,594.8	5,111.5
その他の利付証券（貸付を除く。）	64,151.1	77,693.3
利付証券の発行という形式をとった貸付	60,959.0	57,900.6
金融機関への貸付	24,819.1	22,083.6
一般への貸付	125,552.9	115,478.2
デリバティブ	14,227.9	25,711.2
子会社株式	64.7	82.3
有形固定資産・無形資産	150.2	150.3
その他の資産	1,039.3	4,022.2
前払費用および未収収益	2,723.6	2,655.0
資産合計	**306,601.1**	**313,201.3**
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	8,266.1	14,500.3
一般からの借入	136.8	121.9
発行済非劣後証券	260,900.4	258,090.1
デリバティブ	16,788.0	16,421.0
その他の負債	784.8	3,480.5
未払費用および前受収益	2,432.7	2,407.5
繰延税金負債	43.0	132.3
引当金	28.8	12.9
発行済劣後証券	1,606.9	3,012.7
負債合計	**290,987.5**	**298,179.2**
非課税準備金	**2,910.9**	**2,737.9**
株式資本	3,990.0	3,990.0
法定準備金	198.0	198.0
公正価値準備金	135.7	449.9
利益剰余金	7,433.7	7,098.3
当年度純利益	945.3	548.0
株主資本合計	**12,702.7**	**12,284.2**
負債および株主資本合計	**306,601.1**	**313,201.3**
約定担保等		
デリバティブ担保契約に基づく現金担保	6,945.8	2,544.4
貸付の対象となっている利付証券	160.0	39.8
偶発資産および偶発債務	-	-
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付	20,480.2	25,915.1
拘束力のある融資申出	35,083.0	33,841.2

親会社の株主資本変動計算書

	株主資本	株式資本	法定準備金	公正価値準備金		利益剰余金
(単位：百万クローナ)				*ヘッジ準備金*	*公正価値準備金*	
株主資本期首残高(2012 年度)	12,000.9	3,990.0	198.0	319.4	-24.8	7,518.3
当年度純利益	548.0					548.0
その他の包括利益：						
損益に再分類される項目						
売却可能証券	7.5				7.5	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	358.2			358.2		
再分類済損益	-190.0			-190.0		
損益に再分類される項目への課税	-20.4			-18.4	-2.0	
その他の包括利益合計	155.3			149.8	5.5	
包括利益合計	703.3			149.8	5.5	548.0
配当金	-420.0					-420.0
株主資本期末残高(2012 年度)	**12,284.2**	**3,990.0**	**198.0**	**469.2**	**-19.3**	**7,646.3**
株主資本期首残高(2013 年度)	12,284.2	3,990.0	198.0	469.2	-19.3	7,646.3
当年度純利益	945.3					945.3
その他の包括利益：						
損益に再分類される項目						
売却可能証券	3.9				3.9	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	-127.4			-127.4		
再分類済損益	-279.3			-279.3		
損益に再分類される項目への課税	88.6			89.5	-0.9	
その他の包括利益合計	-314.2			-317.2	3.0	
包括利益合計	631.1			-317.2	3.0	945.3
配当金	-212.6					-212.6
株主資本期末残高(2013 年度)	**12,702.7**	**3,990.0**	**198.0**	**152.0**	**-16.3**	**8,379.0**

親会社のキャッシュフロー計算書

(単位：百万クローナ)	2013年	2012年
営業活動		
営業利益[1]	1,220.5	757.9
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額：		
減損子会社株式の評価損の戻し入れ	-3.5	-
減損金融商品の評価損	46.5	26.7
減価償却費	35.8	19.5
子会社の売却益	-0.4	-
為替差額	-11.9	-3.8
未実現の公正価値の変動額	260.5	1,151.7
その他	157.4	177.0
法人税支払額	-272.8	-299.9
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額合計	**211.6**	**1,071.2**
貸出実行額	-60,237.4	-50,370.8
貸出返済額	41,693.2	48,878.0
保有債券および証券の純減	12,446.9	-9,474.7
貸出に関連するデリバティブ	148.1	36.7
その他の変動(純額)	616.6	-461.6
営業活動からのキャッシュフロー	**-3,900.5**	**-9,563.3**
投資活動		
資本的支出	-35.3	-41.7
投資活動からのキャッシュフロー	**-35.3**	**-41.7**
財務活動		
短期非劣後債務手取額	12,837.5	11,842.7
長期債務手取額	98,238.1	43,156.5
債務返済額	-59,829.6	-27,076.6
買戻長期債務および繰上償還長期債務	-44,841.8	-22,694.4
債務に関連するデリバティブ	3,768.0	3,440.9
支払配当	-212.6	-420.0
財務活動からのキャッシュフロー	**9,959.6**	**8,249.1**
当年度のキャッシュフロー(純額)	**6,023.8**	**-1,355.9**
現金および現金等価物の為替差額	-18.4	2.8
期首現金および現金等価物残高	2,313.1	3,666.2
期末現金および現金等価物残高[2]	**8,318.5**	**2,313.1**

キャッシュフロー計算書に対するコメント：

[1] **受領済受取利息および支払済支払利息**

（単位：百万クローナ）	2013年	2012年
受領済受取利息	4,078.8	6,480.5
支払済支払利息	2,528.4	4,478.1

[2] **現金および現金等価物**

（単位：百万クローナ）	2013年	2012年
銀行預金	399.4	123.1
現金等価物	7,919.1	2,190.0
現金および現金等価物合計	**8,318.5**	**2,313.1**

この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。

有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち主要なものを要約した書面

1. 設　立

(1) 設立および主たる事務所

スウェーデン輸出信用銀行（AB Svensk Exportkredit）（英語名 Swedish Export Credit Corporation）（以下「SEK」または「当社」という。）は、スウェーデン王国（以下「スウェーデン政府」または「スウェーデン」という。）とスウェーデンの主要な銀行により締結された契約に従って、1944 年制定のスウェーデン会社法に基づき 1962 年に設立された。かかる契約は、スウェーデン政府、スウェーデンの政府機関および銀行と協力し、スウェーデンの物品とサービスの輸出を金融面から支援するために、政府法案 1962 年第 125 号に基づくスウェーデン議会の決議に従って締結された。

SEK の主たる事務所の所在地は、Klarabergsviadukten 61-63, Stockholm, Sweden（郵便物の宛先は、P.O. Box 194, SE-101 23 Stockholm, Sweden）である。

(2) 目　的

定款第 3 条に基づき、親会社の目的は、スウェーデンのインフラストラクチャー等、スウェーデンの輸出産業に直接的または間接的に関連するスウェーデンのための活動の発展を促進するためならびにスウェーデンの産業の国際化および競争力の強化のために、銀行業および金融事業法（Banking and Financing Business Act）（2004 年第 297 号）に従い、商業分野においてスウェーデン国内の財務活動および国際的財務活動を行うことである。親会社の財務活動には、（ⅰ）資金の借入れを行うこと（例えば、一般公衆からの預金の受け入れまたは社債その他類似の債務証券の発行による。）、（ⅱ）貸付を行うことおよびその仲介（例えば、不動産または債権から生じる金銭により担保されている形式の貸付け）、（ⅲ）保証書の発行および同様の債務の引き受けを行うこと、ならびに（ⅳ）有価証券の取引および保有を行うことが含まれるが、これらに限られない。

「財務活動」とは、主に以下のことをいう。

1. 資金の借入れを行うこと（例えば、一般公衆からの預金の受け入れまたは社債その他類似の債務証券の発行による。）。
2. 貸付を行うことおよびその仲介（例えば、不動産または債権から生じる金銭により担保されている形式の貸付け）。
3. その他の金融事業に関与すること（例えば、債権の取得および動産のリース）。
4. 保証書の発行および同様の債務の引き受けを行うこと。
5. 有価証券の発行に関与すること。
6. これらの業務に関連して助言を提供すること。
7. 有価証券の取引および保有を行うこと。
8. 当社の事業および当社の債権保全のために必要と認められる限度で不動産および動産を取得すること。
9. 証券市場法（Securities Market Act）（2007 年第 528 号）に従って投資事業を行うこと。
10. 上記の業務に基づくその他の事業を行うこと。

2. 資本構成

(1) 連結資本構成

2012 年 12 月 31 日および 2011 年 12 月 31 日現在の SEK の連結資本ならびに株主資本は次の表に示す通りである。

（単位：百万クローナ）

	2012年12月31日	2011年12月31日
非劣後債	272,637.0	273,245.4
劣後債	3,013.0	3,174.4

株主資本(それぞれ2012年12月31日および2011年12月31日現在)　（単位：百万クローナ）

	2012年12月31日	2011年12月31日
株式資本(1株当たり引用価値1,000クローナの株式3,990,000株)	3,990.0	3,990.0
準備金(ヘッジおよび公正価値準備金)	449.9	294.6
利益剰余金	9,972.3	9,683.5
株主資本合計	14,412.2	13,968.1
資本合計	290,062.2	290,387.9

(2) 大株主

2010 年 4 月 29 日まで親会社の株式は、親会社の定款に基づき、それぞれの額面金額が 1,000 クローナで同等の議決権を有するクラス A 株式 2,579,394 株とクラス B 株式 1,410,606 株に分割されていた。2010 年 4 月 29 日に開催された年次総会において、当該定款が変更され、2010 年 4 月 29 日よりクラス A 株式とクラス B 株式の分割は廃止となった。現在の株式の合計は 3,990,000 株である。2003 年 6 月 30 日以降はスウェーデン政府が SEK の唯一の（100%）株主となっている。スウェーデン政府は全株を保有している。定款に基づき、親会社が自己の保有する株式と同じクラスの既存株主以外の者に株式を譲渡する場合には、親会社の株主は、新株引受権を有する。

親会社の株式の保有割合は次の表に示す通りである。

株主	保有割合	保有株式数
スウェーデン政府	100.00%	3,990,000
合　　計	100.00%	3,990,000

3. 業務の概況

当社の歴史と発展

SEK はスウェーデン会社法に基づく「公開会社」であり、財務省を通してスウェーデン政府（以下「スウェーデン」または「スウェーデン政府」という。）が完全所有している。

親会社は、輸出業者および海外の顧客の双方の長期融資の需要に応えることによりスウェーデンの輸出産業の競争力を強化するため、1962 年に設立された。SEK の目的は、スウェーデン銀行業および金融事業法に従って財務活動に従事し、これに関連してスウェーデンの商業および産業の発展を促進すること、ならびに、商業分野においてスウェーデンおよび海外の財務活動に従事することである。親会社の存続期間は無期限である。

事業の概要

SEKは、スウェーデンの産業および通商の発展および国際競争力を促進する目的で、スウェーデンの輸出産業に金融ソリューションを提供している。その事業活動は、スウェーデンの輸出業者およびその顧客に対する貸付に重点を置いており、企業への貸付、輸出貸付、ストラクチャード・ファイナンス、プロジェクト・ファイナンス、貿易融資およびリースを行っている。さらにSEKはファイナンシャル・アドバイザリー・サービスも提供している。SEKは、企業および金融機関ならびに国内および海外の投資家に金融ソリューションを提供している。SEKは「公的輸出金融制度以外」における市中固定金利または市中変動金利での商業的条件で貸付を展開しており、また「公的輸出金融制度」（以下「公的輸出金融制度」という。）における市中固定金利より低い固定金利での政府助成による条件で貸付を提供している。公的輸出金融制度は、SEKがスウェーデン政府に代わり報酬を受けて運営を行う。

SEKは1962年の創業以来、長年にわたり事業を展開してきた。SEKは輸出金融分野にその起源を置いているが、SEKの商品範囲は、スウェーデンの商業および産業ならびに特にスウェーデン輸出産業の発展をさらに広く促進するために拡大されてきた。しかし、SEKは依然として金融市場における特定分野の事業者である。SEKは主に貸付を業務としており、そのためスウェーデンにおいて事業を行っている銀行の補完的な役割を果たしている。SEKは、その独自の立場により、銀行およびその他の金融機関に協力していると言える。SEKは長年、積極的に新しい金融ソリューションを構築してきた。SEKは長期輸出関連金融を独自の専門分野とし、同時に財務上の対応力および柔軟な組織を有しており、これがSEKの事業の運営における重要な要素となっている。SEKは国際資本市場における借入業務を通じて金融商品における専門性を高めた。

SEKは、需要の変化や新市場における機会に対応して、これまでサービスや顧客基盤ともにその範囲の拡大を追求してきた。しかしながら、2008年度に始まった金融危機以来、SEKはその努力を中核的な顧客、すなわちスウェーデン輸出産業に携わる企業に集中した。2010年以降、SEKは将来的な努力目標の達成を目的として、SEKの役割と立場を明確にするために広範囲にわたる事業を行っている。

SEKは、国内、北欧およびその他海外の投資家およびパートナーとSEKとの関係が顧客の要望に合致する金融ソリューションの開発能力を強化すると確信している。SEKはこの関係のネットワークにより、協調融資協定、ならびにベンチマーキングおよびリスク・マネジメントや事業システム等の分野での提携に参加することが可能となっている。

2012年度におけるスウェーデンの輸出業者およびその顧客に対するSEKの新規貸付は、2011年度および2010年度に比べ増加した。需要が高かったのは主に最終顧客融資であったが、これは、長期貸付を提供する意欲が減退した銀行があったことや、スウェーデンの輸出品の買い手の多くが現在、長期融資を求めているという事実などに起因している。銀行との協力の下に、より大規模で技術的に難しい複雑な取引が行われる傾向にある。SEKの当年度の輸出業者向け直接融資は、規模の大きい会社ほど資本市場へのアクセスが良好だったことから影響を受けた。しかし、現地通貨建て貸付への需要は高く、SEKの貸付の大部分は現地通貨建てである。近年、スウェーデンの輸出業者は資本市場から直接資金を調達しやすくなったため、このことと輸出産業の好業績により、直接融資の需要が減少した。一方、新興経済、特にアジア市場は、購買力の上昇とより近代的で発達したインフラストラクチャーを伴って、力強い成長を続けている。スウェーデンの輸出産業は、主としてインフラストラクチャー、電気通信、エネルギー供給、輸送および環境技術に集中している。これらの領域は全て、新興経済において強い需要に恵まれている。

スウェーデン輸出産業の振興に関するSEKの能力を一層強化するための追加策として、2009年2月5日、政府は、2009年度中、スウェーデン国債局を通してSEKに1,000億クローナの融資枠の利用を提供すると決定し、この措置は議会で承認された。さらに、議会は、4,500億クローナを上限とする2009年度の新規借入のための政府保証をSEKに商業条件で売却する権限を政府に付与した。2010年、議会はさらに2,500億クローナ（すな

わち、2009年度に利用可能とされた保証を2,000億クローナ下回る限度額）を上限とする2010年度の新規借入のための政府保証をSEKに商業条件で売却する権限を政府に付与した。2011年1月および2012年1月、当該融資枠および政府保証の購入権は共に2011年および2012年もそれぞれ同一条件で延長されることとなった。2012年12月、政府は、2013年度の政府保証の購入権および融資枠を最大1,000億クローナまでさらに延長することを決定した。承諾済総額のうち、800億クローナが政府支援による貸付（CIRR）、200億クローナが商業輸出融資を対象としている。SEKにはこれまで、当該融資枠に基づく資金の引出しまたはスウェーデン政府保証を購入する必要は生じていない。

2010年10月28日、SEKは所有するスウェードバンクABの全持分を売却した。所有株式の募集が、複数のスウェーデンの機関投資家と国際機関投資家に対して行われた。SEKは、以前に、所有株式を長期間保有するつもりはなく、合理的な方法によりその持分を売却する意向である旨を発表していた。997.6百万クローナで取得した株式は、3,562.7百万クローナで売却され、2,565.0百万クローナ（税引前）の利益となった。2010年10月29日に開催された取締役会において、SEKの取締役会は、売却による実現利益（税引後）に等しい1,890.0百万クローナの特別配当を提案するために臨時株主総会の召集を決議した。当該臨時株主総会は2010年12月1日に開催され、1,890.0百万クローナの特別配当の決定がなされた。当該配当は2010年12月15日に、SEKの所有者であるスウェーデン政府に支払われた。2012年3月14日、Sparbanksstiftelsernas Förvaltnings AB（以下「SFAB」という。）により提起された当該売却から生じた仲裁手続は、SEKを支持する形で終結し、控訴不能となった。SFABはまた、仲裁手続中にSEKが負担した費用を払い戻すよう命じられている。

2011年4月13日、SEKは、完全所有子会社であるAB SEKTIONENの全株式を、LMK Industri AB Groupの企業に売却した。この売却によりSEKは105.1百万クローナの利益を生じ、その他の営業収益に計上した。AB SEKTIONENの主な資産はその建物であり、SEKの本社が現在入居している新たな賃貸物件に移転した2010年12月17日まで、SEKの本社として使用されていた。株式の売却前にAB SEKTIONENが行っていた唯一の事業は、SEKへの建物の賃貸であった。

取締役会は、当社の配当方針に従って総額212.6百万クローナ（2011年度：420.0百万クローナ）の配当を支払うよう年次総会に提案することを決議した。

SEKは、本書の提出日以前の3事業年度において、実質的な資本的支出は行っておらず、その他の実質的な処分や買収（他の会社の株式を含む。）も行っていない。

4.　経理の状況

以下のSEKの財務書類はスウェーデンで一般に認められた会計原則に従って作成され、当社のスウェーデン公認会計士により監査されたものであり、グループの財務書類は、国際会計基準審議会（IASB）によって発表され、さらにEUによって採択された国際財務報告基準に従って作成されている。これらの原則および財務情報の表示方法は日本の会計原則および表示方法とは異なる可能性がある。

連結包括利益計算書

（単位：百万クローナ）	**2012年**	**2011年**
受取利息	10,352.3	10,223.0
支払利息	-8,472.4	-8,352.2
純利息収益	**1,879.9**	**1,870.8**
受取手数料	11.1	12.3
支払手数料	-10.9	-14.9
金融取引の純業績	-507.7	523.4
その他の営業収益	19.9	108.8
営業収益	**1,392.3**	**2,500.4**
人件費	-292.2	-282.8
その他の管理費	-232.8	-203.1
非金融資産の減価償却費	-19.5	-14.5
純信用損失	-23.4	-110.9
営業利益	**824.4**	**1,889.1**
税金	-115.6	-489.6
当年度純利益（税引後） [1]	**708.8**	**1,399.5**
その他の包括利益		
売却可能証券 [2]	*7.5*	*12.1*
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券 [2]	*168.2*	*394.7*
その他の包括利益への課税	-20.4	-107.0
その他の包括利益合計	**155.3**	**299.8**
包括利益合計 [1]	**864.1**	**1,699.3**

（単位：クローナ）		
1株当たり利益（希薄化考慮後）[3]	177.6	350.8

1　全利益は、親会社の株主に帰属する。
2　連結株主資本変動計算書を参照されたい。
3　2012年度の平均株式数は3,990,000株（2011年度末：3,990,000株）である。

連結財政状態報告書

(単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	2,338.2	3,749.6
財務省証券/国債	5,111.5	2,033.4
その他の利付証券(貸付を除く。)	77,693.3	74,738.5
利付証券の発行という形式をとった貸付	57,889.8	66,204.5
金融機関への貸付	22,083.6	25,791.6
一般への貸付	115,478.2	107,938.1
デリバティブ	25,711.2	31,467.0
有形固定資産・無形資産	150.3	128.4
その他の資産	4,024.5	3,909.8
前払費用および未収収益	2,655.0	3,741.0
資産合計	**313,135.6**	**319,701.9**
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	14,490.3	15,833.9
一般からの借入	56.9	59.1
発行済非劣後証券	258,090.1	257,352.4
デリバティブ	16,421.0	22,604.8
その他の負債	3,462.3	2,497.0
未払費用および前受収益	2,407.6	3,351.0
繰延税金負債	728.1	811.6
引当金	54.4	49.6
発行済劣後証券	3,012.7	3,174.4
負債合計	**298,723.4**	**305,733.8**
株式資本	3,990.0	3,990.0
準備金	449.9	294.6
利益剰余金	9,972.3	9,683.5
株主資本合計	**14,412.2**	**13,968.1**
負債および株主資本合計	**313,135.6**	**319,701.9**
約定担保等		
約定担保	なし	なし
貸付の対象となっている利付証券	39.8	123.0
偶発資産および偶発債務	**1.1**	**1.1**
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付	25,915.1	25,071.8
拘束力のある融資申出[1]	33,841.2	該当なし

1　2012年度中、SEKは融資申出を提供する手法を変更した。変更された手法では、拘束力のある融資申出または拘束力のない融資申出が提供される。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約に含まれる。

親会社の損益計算書

(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
受取利息	10,340.6	10,210.6
支払利息	-8,473.2	-8,352.5
純利息収益	**1,867.4**	**1,858.1**
子会社配当金	9.7	42.9
受取手数料	5.6	3.7
支払手数料	-10.7	-13.6
金融取引の純業績	-507.7	523.4
その他の営業収益	19.9	58.5
営業収益	**1,384.2**	**2,473.0**
人件費	-294.5	-287.2
その他の管理費	-230.6	-201.1
非金融資産の減価償却費	-19.5	-13.9
純信用損失	-28.7	-114.9
子会社株式の減損	-	-39.7
営業利益	**810.9**	**1,816.2**
非課税準備金の変更分	-53.0	-287.0
税金	-209.9	-416.8
当年度純利益(税引後)	**548.0**	**1,112.4**

親会社の包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
当年度純利益(税引後)	**548.0**	**1,112.4**
その他の包括利益		
売却可能証券[1]	7.5	12.1
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券[1]	168.2	394.7
その他の包括利益への課税	-20.4	-107.0
その他の包括利益合計	**155.3**	**299.8**
包括利益合計	**703.3**	**1,412.2**

1　親会社の株主資本変動計算書を参照されたい。

親会社の貸借対照表

(単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	2,313.1	3,666.2
財務省証券/国債	5,111.5	2,033.4
その他の利付証券(貸付を除く。)	77,693.3	74,738.5
利付証券の発行という形式をとった貸付	57,900.6	66,226.2
金融機関への貸付	22,083.6	25,815.2
一般への貸付	115,478.2	107,938.1
デリバティブ	25,711.2	31,467.0
子会社株式	82.3	82.3
有形固定資産・無形資産	150.3	128.4
その他の資産	4,022.2	3,890.5
前払費用および未収収益	2,655.0	3,740.2
資産合計	**313,201.3**	**319,726.0**
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	14,500.3	15,843.9
一般からの借入	121.9	59.1
発行済非劣後証券	258,090.1	257,352.4
デリバティブ	16,421.0	22,604.8
その他の負債	3,480.5	2,527.5
未払費用および前受収益	2,407.5	3,350.8
繰延税金負債	132.3	114.0
引当金	12.9	13.3
発行済劣後証券	3,012.7	3,174.4
負債合計	**298,179.2**	**305,040.2**
非課税準備金	**2,737.9**	**2,684.9**
株式資本	3,990.0	3,990.0
法定準備金	198.0	198.0
公正価値準備金	449.9	294.6
利益剰余金	7,098.3	6,405.9
当年度純利益	548.0	1,112.4
株主資本合計	**12,284.2**	**12,000.9**
負債および株主資本合計	**313,201.3**	**319,726.0**
約定担保等		
約定担保	な　し	な　し
貸付の対象となっている利付証券	39.8	123.0
偶発資産および偶発債務	**－**	**－**
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付	25,915.1	25,071.8
拘束力のある融資申出[1]	33,841.2	該当なし

1　2012年度中、SEKは融資申出を提供する手法を変更した。変更された手法では、拘束力のある融資申出または拘束力のない融資申出が提供される。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約に含まれる。

連結株主資本変動計算書

	株主資本	株式資本	準 備 金		利益剰余金
(単位：百万クローナ)			*ヘッジ準備金*	*公正価値準備金*	
2011年度株主資本期首残高	12,569.8	3,990.0	28.5	-33.7	8,585.0
当年度純利益	1,399.5				1,399.5
その他の包括利益：					
公正価値の変動額					
売却可能証券	-0.8			-0.8	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	546.9		546.9		
再分類済損益	-139.3		-152.2	12.9	
その他の包括利益への課税	-107.0		-103.8	-3.2	
その他の包括利益合計	299.8		290.9	8.9	
包括利益合計	1,699.3		290.9	8.9	1,399.5
配当金	-301.0				-301.0
2011年度株主資本期末残高[1]	**13,968.1**	**3,990.0**	**319.4**	**-24.8**	**9,683.5**
2012年度株主資本期首残高	13,968.1	3,990.0	319.4	-24.8	9,683.5
当年度純利益	708.8				708.8
その他の包括利益：					
公正価値の変動額					
売却可能証券	6.6			6.6	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	358.2		358.2		
再分類済損益	-189.1		-190.0	0.9	
その他の包括利益への課税	-20.4		-18.4	-2.0	
その他の包括利益合計	155.3		149.8	5.5	
包括利益合計	864.1		149.8	5.5	708.8
配当金	-420.0				-420.0
2012年度株主資本期末残高[1]	**14,412.2**	**3,990.0**	**469.2**	**-19.3**	**9,972.3**

1　全株主資本は、親会社の株主に帰属する。

親会社の株主資本変動計算書

	株主資本	株式資本	法定準備金	公正価値準備金		利益剰余金
(単位：百万クローナ)				*ヘッジ準備金*	*公正価値準備金*	
2011年度株主資本期首残高	10,889.7	3,990.0	198.0	28.5	-33.7	6,706.9
当年度純利益	1,112.4					1,112.4
その他の包括利益：						
公正価値の変動額						
売却可能証券	-0.8				-0.8	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	546.9			546.9		
再分類済損益	-139.3			-152.2	12.9	
その他の包括利益への課税	-107.0			-103.8	-3.2	
その他の包括利益合計	299.8			290.9	8.9	
包括利益合計	1,412.2			290.9	8.9	1,112.4
配当金	-301.0					-301.0
2011年度株主資本期末残高	**12,000.9**	**3,990.0**	**198.0**	**319.4**	**-24.8**	**7,518.3**
2012年度株主資本期首残高	12,000.9	3,990.0	198.0	319.4	-24.8	7,518.3
当年度純利益	548.0					548.0
その他の包括利益：						
公正価値の変動額						
売却可能証券	6.6				6.6	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	358.2			358.2		
再分類済損益	-189.1			-190.0	0.9	
その他の包括利益への課税	-20.4			-18.4	-2.0	
その他の包括利益合計	155.3			149.8	5.5	
包括利益合計	703.3			149.8	5.5	548.0
配当金	-420.0					-420.0
2012年度株主資本期末残高	**12,284.2**	**3,990.0**	**198.0**	**469.2**	**-19.3**	**7,646.3**

連結グループのキャッシュフロー計算書

	連結グループ	
(単位：百万クローナ)	2012年	2011年[3]
営業活動		
営業利益[1]	824.4	1,889.1
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額：		
減損金融商品の評価損	23.4	110.9
減価償却費	19.5	14.5
デリバティブ	833.0	567.6
子会社の売却益	-	-105.1
為替差額	-3.8	-4.6
未実現の公正価値の変動額	1,151.7	-41.5
その他	127.7	36.4
法人税支払額	-285.7	-1,187.5
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額合計	**1,865.8**	**-609.3**
貸出実行額	-50,370.8	-57,673.4
貸出返済額	48,843.3	41,113.1
保有債券および証券の純減	-9,469.4	30,975.3
その他の変動(純額)	-453.6	-66.0
営業活動からのキャッシュフロー	**-8,760.3**	**15,628.8**
投資活動		
資本的支出	-41.7	139.1
投資活動からのキャッシュフロー	**-41.7**	**139.1**
財務活動		
短期非劣後債務手取額	11,842.7	3,403.6
長期非劣後債務手取額	45,801.1	50,167.8
債務返済額	-27,141.6	-37,565.7
買戻長期債務および繰上償還長期債務	-22,694.4	-36,522.6
支払配当	-420.0	-301.0
財務活動からのキャッシュフロー	**7,387.8**	**-20,817.9**
当年度のキャッシュフロー(純額)	**-1,414.2**	**-5,050.0**
現金および現金等価物の為替差額	2.8	1.6
期首現金および現金等価物残高	3,749.6	8,798.0
期末現金および現金等価物残高[2]	**2,338.2**	**3,749.6**

キャッシュフロー計算書に対するコメント：

[1] 受領済受取利息および支払済支払利息		連結グループ
(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
受領済受取利息	11,437.6	10,446.9
支払済支払利息	9,422.7	8,534.9

[2] 現金および現金等価物		連結グループ
(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
銀行預金	148.2	231.8
現金等価物	2,190.0	3,517.8
現金および現金等価物合計	**2,338.2**	**3,749.6**

[3] 一部の比較数値は、各年度の比較性を確保するために修正再表示されている。

この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。

親会社のキャッシュフロー計算書

		親会社
(単位：百万クローナ)	2012年	2011年[3]
営業活動		
営業利益[1]	757.9	1,816.2
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額：		
減損子会社株式の評価損	-	39.7
減損金融商品の評価損	28.7	114.9
減価償却費	19.5	13.9
デリバティブ	833.0	567.6
子会社の売却益	-	-54.7
為替差額	-3.8	-4.6
未実現の公正価値の変動額	1,151.7	-41.5
その他	175.0	45.5
法人税支払額	-299.9	-1,168.8
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額合計	**1,904.2**	**-488.0**
貸出実行額	-50,370.8	-57,673.4
貸出返済額	48,878.0	40,994.0
保有債券および証券の純減	-9,474.7	30,979.5
その他の変動(純額)	-461.6	50.2
営業活動からのキャッシュフロー	**-8,767.0**	**15,678.5**
投資活動		
資本的支出	-41.7	95.8
投資活動からのキャッシュフロー	**-41.7**	**95.8**
財務活動		
短期非劣後債務手取額	11,842.7	3,403.6
長期非劣後債務手取額	45,801.1	50,167.7
債務返済額	-27,076.6	-37,568.5
買戻長期債務および繰上償還長期債務	-22,694.4	-36,522.6
支払配当	-420.0	-301.0
財務活動からのキャッシュフロー	**7,452.8**	**-20,820.8**
当年度のキャッシュフロー(純額)	**-1,355.9**	**-5,046.5**
現金および現金等価物の為替差額	2.8	1.7
期首現金および現金等価物残高	3,666.2	8,711.0
期末現金および現金等価物残高[2]	**2,313.1**	**3,666.2**

キャッシュフロー計算書に対するコメント：

[1] 受領済受取利息および支払済支払利息		親会社
(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
受領済受取利息	11,425.9	10,164.1
支払済支払利息	9,423.5	8,246.2

[2] 現金および現金等価物		親会社
(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
銀行預金	123.1	148.4
現金等価物	2,190.0	3,517.8
現金および現金等価物合計	**2,313.1**	**3,666.2**

[3] 一部の比較数値は、各年度の比較性を確保するために修正再表示されている。

この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。